

平成26年度版

農業施策利用 ガイドブック



鳥取県農林水産部



農業関係支援施策の活用ガイドブック 目次

支援項目			国庫・単 県の別	事業名	主な対象者				事業の概要等	担当部所 名・電話番 号	ペー ジ
大項目	中項目	小項目			認定農業者 (法人含む)	認定農業者 以外 (任意組織・JA等)	農 業 関 係 団 体 等	商 工 業 者 等			
新規就農	体験・研修	研修したい	県	鳥取へIJU！アグリスタート研修支援事業		○			(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が県内での自営就農を希望する者を研修生として雇用した場合、研修経費を最大2年間助成。	経営支援課 0857(26) 7261	1
			県	市町村農業公社等就農研修支援事業			○		事業実施主体が農業研修生を雇用し行う新規就農者育成の実践研修に係る経費を支援。	経営支援課 0857(26) 7261	2
	自営就農	機械・施設を取得したい	県	新規就農者総合支援事業【就農条件整備事業】		○			新規就農者が就農時に必要な機械、施設を整備する場合に助成。(H26年度中に改正予定)	経営支援課 0857(26) 7261	3
		資金的に応援してほしい	国	新規就農者総合支援事業【青年就農給付金(準備型)】		○			新規就農希望者(45歳未満)が県の指定する研修機関でおおむね1年以上就農研修を受ける場合、最長2年間150万円/年の給付金を交付。	経営支援課 0857(26) 7261	4
			国	新規就農者総合支援事業【青年就農給付金(開始型)】		○			新規就農者(45歳未満)に対して最長5年間150万円/年の給付金を交付。	経営支援課 0857(26) 7261	5
			県	新規就農者総合支援事業【就農応援交付金】		○			新規就農者の就農初期(最長3年間)の運転資金、基盤整備費及び生活費等に対する支援。(H26年度中に改正予定)	経営支援課 0857(26) 7261	6
		後継者を育成したい	県	新規就農者総合支援事業【親元就農促進支援交付金】	○	○			認定農業者等が、将来経営を移譲する予定の3親等以内の親族に対し、栽培技術や経営ノウハウ等の研修を実施する場合に支援	経営支援課 0857(26) 7261	7
	雇用	新規に従業員を雇用したい	国・県	鳥取県版農の雇用支援事業【新規就業者早期育成支援事業】	○	○			農業法人等が新規雇用を行った場合、研修経費を最大3年間助成。	経営支援課 0857(26) 7261	8
			県	鳥取県版農の雇用支援事業【県産農林水産物加工業者雇用支援事業】				○	県産農林水産物を使って加工食品を製造する食品加工業者が新規雇用を行った場合、研修経費を1年間助成。	経営支援課 0857(26) 7261	9
		他産業と組み合わせて雇用したい	県	鳥取県版農の雇用支援事業【農林水産コラボ研修支援事業】	○	○			農業法人等が新規雇用を行った場合であって、農業では通年雇用が困難な場合、他産業と連携して新規就業者のOJT研修等を行う事業に最大2年間助成。	経営支援課 0857(26) 7261	10
果樹	新品種導入	新品種の植栽、高接ぎ、果樹園を整備したい	県	鳥取梨生産振興事業(「新甘泉」・「秋甘泉」特別対策事業)	○	○	○	○	JA、生産組織、認定農業者等が梨「新甘泉」「秋甘泉」の植栽や果樹園整備を行う経費の一部を助成。生産組織を単位とした高接ぎの取組に奨励金を交付。	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7414	11
			県	鳥取柿ぶどう等生産振興事業(「輝太郎」特別対策事業)	○	○	○	○	JA、生産組織、認定農業者等が柿「輝太郎」の植栽や果樹園整備を行う経費の一部を助成。生産組織を単位とした高接ぎの取組に奨励金を交付。	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7414	13
			県	鳥取梨生産振興事業・鳥取柿ぶどう等生産振興事業(生産拡大事業)	○	○	○	○	JA、生産組織、認定農業者等が鳥取県内で育成された梨新品種や産地計画の振興品目・品種の植栽や果樹園整備を行う経費の一部を助成。	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7414	15
			国	果樹経営支援対策事業、未収益期間支援事業	○	○			産地計画に掲げた担い手が同計画で定められた振興品目・品種への改植を行う経費の一部を助成し、その面積に応じて未収益期間の補てん金を交付。	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7414	17
		機械を導入したい	県	鳥取梨生産振興事業・鳥取柿ぶどう等生産振興事業(低コスト・体制強化事業)	○	○	○		JA、生産組織、認定農業者等が共同利用組織やオペレーター体制を整備して、低コスト化や産地維持を図るのに必要な機械購入に係る経費の一部を助成。	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7414	18
		新品種と二十世紀梨のリレー出荷をしたい	県	鳥取梨生産振興事業(二十世紀梨適熟出荷体制整備事業)			○		リレー出荷体制に取り組むJAや生産組織が8月下旬から9月下旬までの間に出荷した二十世紀梨の市場単価が2,750円/ケースを下回った場合に差額単価の一部を補てん。	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7414	19

支援項目			国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所名・電話番号	ページ
大項目	中項目	小項目			認定農業者（法人含む）	認定農業者以外の農業者	農業関係団体等（任意組織・JA等）	市町村	商工業者等			
野菜	価格補填	価格下落時の影響を緩和したい	国・県	指定野菜価格安定対策事業	○	○	○			作付面積が一定以上で共同出荷量が総出荷量の2/3以上ある指定野菜について、市場における単価が基準単価を下回った場合、その額に応じて生産者に対し、補給金を交付。【基金】	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7282	21
		価格下落時の影響を緩和したい	国・県	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	○	○	○			作付面積が一定以上で共同出荷量が総出荷量の2/3以上ある特定野菜について、市場における単価が基準単価を下回った場合、その額に応じて生産者に対し、補給金を交付。【基金】	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7282	22
		価格下落時の影響を緩和したい	県	鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業			○			作付面積が一定以上のブランド野菜について、市場における単価が基準単価を下回った場合、その額に応じて生産者に対し、補給金を交付。	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7282	23
施設園芸	施設園芸の推進	施設導入の低コスト化	県	園芸作物の施設化推進事業			○			導入コストの削減と耐候性を備えた低コストハウスをモデル的に農家等に設置する。	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7272	24
花	新品種導入	新品種・新技術を導入したい	県	花き生産新技術・新品目等導入支援事業			○			3戸以上で構成されるグループまたは農業者が新規花き品目の生産や新技術・高温対策導入に取り組む場合、必要な経費の一部を助成。	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7272	25
芝	新品種導入	新品種・新技術を導入したい	県	鳥取県育成日本芝「グリーンバードJ」による芝生化促進事業				○	※	鳥取県が育成した日本芝「グリーンバードJ」による校庭、園庭の芝生化に係る経費の一部を助成。 ※対象は市町村（小学校）の他に幼稚園、保育園の設置者	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7282	26
水田営農	集落営農	機械・施設を取得したい	県	集落営農体制強化支援事業			○			小規模農家が共同で営農する集落営農に対して、組織化に向けた取組、機械施設の整備、経営の多角化などを支援。	経営支援課 0857(26) 7258	27
	直接支払	直接支払	国	経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金	○	○	○			販売農家や集落営農が販売目的で作物を栽培する場合、栽培品目、取組内容に応じて、交付金を交付。	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7280	28
地域農業	農業活性化	話し合いにより農業を活性化したい	県	みんなでやらいや農業支援事業【がんばる地域プラン事業】	○	○	○	○		市町村やJA等が農業の生産拡大や担い手育成等に係るプランを作成し、また、その達成のために行う取組に対し、必要な経費の一部を助成。	農業振興戦略監とっとり農業戦略課 0857(26) 7589	29
担い手	経営発展	プランを作って経営を拡大したい	県	みんなでやらいや農業支援事業【がんばる農家プラン事業】	○	○	○			農業者等が作成した規模拡大、低コスト化等に係るプラン（営農計画）の達成のために行う取組に対し、必要な経費の一部を助成。	農業振興戦略監とっとり農業戦略課 0857(26) 7589	30
		経営スキルを高めたい	県	とっとり農（あぐり）アグリビジネス研修	○	○				意欲的な農業者等の経営革新、発展、経営力の向上や新分野へのチャレンジなどを研修会を通じて支援。	農業振興戦略監とっとり農業戦略課 0857(26) 7589	31
		施設・機械等を整備したい	国	経営体育成支援事業	○	○	○			地域の中心経営体や農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けた者、農地条件等の不利な地域で意欲のある集落営農組織、農業生産法人等が行う施設・機械等の整備に係る経費を助成	経営支援課 0857(26) 7258	32
	企業参入	機械・施設を取得したい	県	アグリビジネス企業参入総合支援事業【鳥取県企業等農業参入促進支援事業】	○	○				企業等が農業へ新規参入する場合、農業用機械・施設等を助成。	経営支援課 0857(26) 7258	33
	農地集積	農地を集積したい	国	機構集積協力金交付事業	○	○				農地中間管理機構に対し農地を貸付けた地域及び個人を支援することにより、担い手の農地集積・集約化を推進。	経営支援課 0857(26) 7269	34

支援項目			国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所名・電話番号	ページ
大項目	中項目	小項目			認定農業者（法人含む）	認定農業者以外の農業者	農業関係団体等（任意組織・JA等）	市町村	商工業者等			
6次産業化	農家の取り組み	機械・施設を取得したい	県	とっとり発！6次産業化総合支援事業【農家が行う6次産業化推進事業】	○	○	○			農林漁業者や農漁協等が6次産業化や農商工連携の取組を行う場合、必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26) 7836	35
	食品加工業者の取り組み	機械・施設を取得したい	県	とっとり発！6次産業化総合支援事業【農商工連携施設整備事業】					○	食品加工業者等が農林漁業者と連携して県内農水産物を原料とする食品加工等の取組を行う場合、必要な施設・機械整備の経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26) 7836	36
販路拡大	販路開拓・消費拡大	国内外での販路開拓や消費者交流会をしたい	県	おいしい鳥取PR推進事業			○		○	農協や農業者等のグループが国内外の見本市への参加、県外量販店で試食宣伝、インショップ等に取り組んだり、消費者との交流会を開催する場合、必要な経費の一部を助成。	販路開拓・輸出促進課 0857(26) 7963	37
他産業との連携	農商工連携	機械・施設を取得したい	県	鳥取県食品加工施設整備補助金					○	県内に事業所を有する食品産業事業者又は誘致企業が県内において農産物加工施設を新・増設する場合、必要な施設・機械整備に係る経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26) 7836	38
		研究開発や販路開拓したい	国・県	鳥取県農商工連携促進ファンド事業	○	○	○		○	農林漁業者と中小企業者等が連携して新製品・新技術の研究開発や販路開拓等の取組を行い、又は農協等がそれら取組を支援する取組を行う場合、必要な経費の一部又は全部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26) 7836	39
		研究開発や販路開拓したい	県	農商工連携研究開発支援事業	○	○	○		○	農林漁業者と中小企業者等が連携し、又は連携する意志を持って研究開発に必要な基礎的調査・情報収集・開発検討等を行う場合、必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26) 7836	40
	地域資源	研究開発や販路開拓したい	国・県	次世代・地域資源産業育成事業	○	○	○		○	中小企業者や農事組合法人等が本県に固有で特徴のある地域資源や次世代産業の研究シーズ等を活用して新製品・新技術の研究開発や販路開拓等の取組を行う場合、必要な経費の一部を助成。	産業振興室 0857(26) 7242	41
環境にやさしい農業	有機・特裁	機器購入や市場調査したい	県	鳥取県有機・特別栽培農産物等総合支援事業	○	○				有機JAS認定事業者や鳥取県特別栽培農産物認証事業者が農産物の有機的管理で使用する機器の購入やイベント等で消費者交流及び市場調査を行う場合、必要な経費の一部を助成。	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7649	42
	減化学肥料・減農薬	環境保全型農業直接支払	国	環境保全型農業直接支援対策事業	○	○	○			販売農家等が化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する栽培を行い、かつ地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う場合、取組面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26) 7334	43
共同施設	共同利用施設	共同利用施設を整備したい	県	飼料用米集出荷対策支援事業			○			飼料用米の集出荷を行うカントリーエレベーター等に、効率的な集出荷を行うために必要な選別機迂回ライン設置等の改修経費の一部を助成。	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7280	44
	施設整備	共同利用施設を整備したい	国	強い農業づくり交付金（共同利用集出荷施設整備事業）			○	○		JA等が農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化を推進するために共同利用施設整備を行う場合、必要な経費の一部を助成。	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7414	45
鳥獣対策	鳥獣対策	鳥獣被害を防ぎたい	国	鳥獣被害防止総合対策交付金			○	○		市町村やJA等が地域ぐるみの鳥獣被害防止活動や侵入防止柵等の整備等を行う場合、必要な経費の一部を助成。	鳥獣対策センター 0858(72) 3821	46
		鳥獣被害を防ぎたい	県	鳥取県鳥獣被害総合対策事業補助金	○		○	○		市町村やJA等が野生鳥獣の農地等への進入を防ぐ対策（侵入防止柵等の設置）や個体数を減らす対策（捕獲等）を行う場合、必要な経費等を助成。	鳥獣対策センター 0858(72) 3821	47

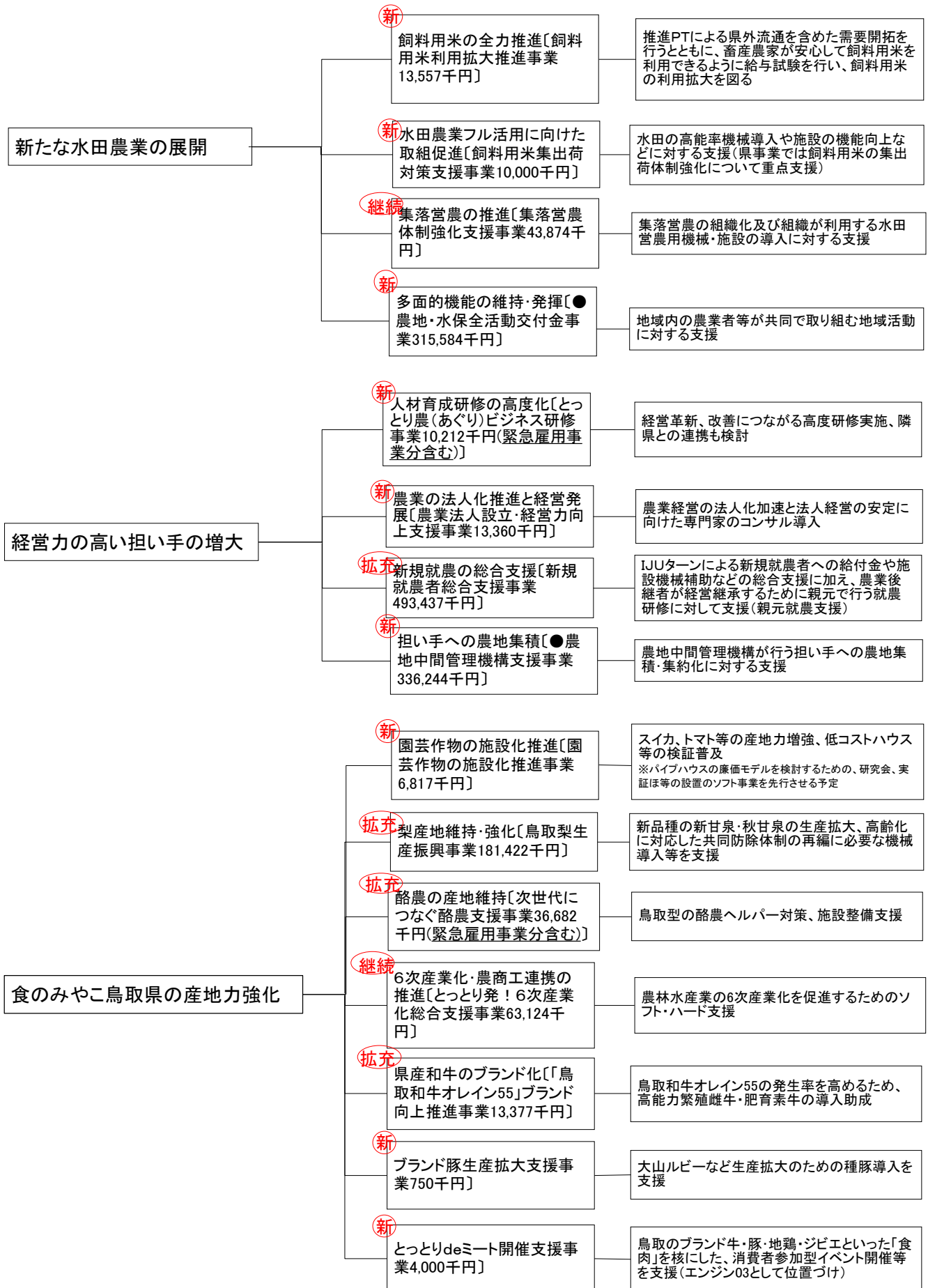
支援項目			国庫・単 県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所 名・電話番 号	ペ ー ジ
大項目	中項目	小項目			認定農業者 (法人含む)	認定農業者 以外の農業者	農業関係団体等 (任意組織・JA等)	市町村	商工業者等			
災害対策	農作物災害	農作物の被災等のため、 運転資金等が借りたい	県	果樹等経営安定資金利子 助成事業	○	○				果樹、野菜、花き類及び工芸作物(そば等)を栽培している農家が災害、市場価格低落又は原油価格高騰による影響を受けた場合、JA等が貸し出す経営安定資金の利子を助成。	農業振興戦略 監生産振興課 0857(26) 7414	48
	農地災害	被災した農地等を復旧 したい	国	農地・農業用施設災害復 旧事業	○	○		○		暴風、豪雨、高潮、地震等により被災した農地や農業用施設を原形に復旧する場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保 全課 0857(26) 7325	49
耕作放棄地対策	農地再生	耕作放棄地を再生したい	国・ 県	耕作放棄地再生推進事業			○			農業者等が耕作放棄地の再生作業(障害物除去、整地等)を行う場合、定額又はかかる経費の一部を助成。	経営支援課 0857(26) 7685	50
	発生防止	中山間地域等直接支払	国	農地を守る直接支払事業	○	○	○			生産条件が不利な中山間地等の集落の農業者等が市町村と協定を締結し、5年間以上農業を続ける場合、対象となる農用地の農地区分や傾斜、面積に応じて交付金を交付。	農地・水保 全課 0857(26) 7334	51
畜産	酪農	自給飼料を増産したい	国・ 県	畜産飼料増産対策事業	○	○	○			自給飼料生産に必要な機械等への支援及び和牛放牧のための電気柵等への助成。	農業振興戦 略監畜産課 0857(26) 7291	52
		環境負荷を軽減したい	国	持続的酪農経営支援事業	○	○				酪農家等が耕畜連携や放牧の実施、リビングマルチの導入等の環境負荷軽減に配慮した取組を行う場合、取組面積に応じて奨励金を交付。	農業振興戦 略監畜産課 0857(26) 7291	53
		自給飼料の収穫作業等を委託したい	県	次世代につなぐ酪農支援事業【畜建連携自給飼料作モデル実証事業】			○			酪農家等が組織する農作業受託組織が飼料収穫作業等を県内の建設業者等に委託する場合、技術習得の研修費やほ場等の補修経費の一部を助成。	農業振興戦 略監畜産課 0857(26) 7291	54
		牛舎等を整備したい	県	次世代につなぐ酪農支援事業【担い手施設整備対策事業】	○	○				45歳未満の担い手酪農家が、増頭のための牛舎の増改築や乳牛の導入または生産性向上のための整備に助成。	農業振興戦 略監畜産課 0857(26) 7291	55
		増頭したい	県	がんばる酪農支援事業【乳牛緊急増頭事業】	○	○	○			県内生乳生産量を維持拡大するため、大山乳業農協が基金を造成し、担い手農家の規模拡大を支援。(大山乳業農協が基金で乳牛を導入し、担い手農家に乳牛を無利子貸付)	農業振興戦 略監畜産課 0857(26) 7291	56
	和牛	全国和牛能力共進会に出品したい	県	第11回全共出品対策事業			○			平成29年に宮城県で開催される第11回全共に向けた出品牛づくりのための経費について助成。	農業振興戦 略監畜産課 0857(26) 7290	57
		オレイン55を増やしたい	県	「鳥取和牛オレイン55」ブランド向上推進事業	○	○	○			畜産農家がオレイン酸能力の高い雌牛や肥育素牛を導入する場合、導入経費の一部を助成。	農業振興戦 略監畜産課 0857(26) 7829	58
		増頭のため牛舎等がほしい	県	和牛増頭対策推進事業	○	○	○			和牛の増頭や新規に繁殖和牛経営をはじめる場合、牛舎等の整備に助成し、また受精卵移植への助成等を行い、和牛経営体質強化を図る。	農業振興戦 略監畜産課 0857(26) 7829	59
		枝肉価格下落時の影響を緩和したい	国・ 県	肉用牛肥育経営安定対策事業	○	○				牛枝肉価格が著しく低下した場合、配合飼料価格安定基金へ継続加入している肉用牛肥育経営者(大企業は除く)に対し、補填金を交付。【基金】	農業振興戦 略監畜産課 0857(26) 7290	60
		肉用子牛価格下落時の影響を緩和したい	国・ 県	肉用子牛価格安定対策事業	○	○				肉用子牛の平均売買価格(品種別・四半期別)が基準価格・合理化目標価格を下回った場合、その期間中に子牛を販売、又は自家保留していた生産者や法人(大企業は除く)に対し、補給金を交付。	農業振興戦 略監畜産課 0857(26) 7290	61

支援項目			国庫・単 県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所 名・電話番 号	ペ ー ジ
大項目	中項目	小項目			認定農業者 (法人含む)	認定農業者 以外 の農業者	農業関係団体等 (任意組織・JA等)	市町村	商工業者等			
畜産	地どり	機械・施設を取得したい	県	鳥取地どりブランド生産拡大支援事業	○	○				鳥取地どり生産者又は生産を開始する者が生産に必要な飼養施設や排せつ物処理施設等を整備し、又は生産性を向上させるために機械を導入する場合、必要な経費の一部を助成。	農業振興戦略監畜産課 0857(26) 7831	62
	豚	枝肉価格下落時の影響を緩和したい	国・県	養豚経営安定対策事業	○	○				豚枝肉平均価格が保証基準価格を下回った場合、配合飼料価格安定基金へ継続加入し、かつ耕畜連携等の取組に努める養豚経営者(大企業は除く)に対し、補填金を交付。【基金】	農業振興戦略監畜産課 0857(26) 7831	63
		ブランド豚を生産したい	県	ブランド豚生産拡大支援事業	○	○				ブランド豚の生産のための種豚導入や精液の購入経費を助成。	農業振興戦略監畜産課 0857(26) 7831	64
	耕畜連携	堆肥施設がほしい	国	畜産高度化支援リース事業【堆肥保管施設整備リース事業】	○	○	○			畜産農家やJA等が耕種農家に販売する目的でたい肥の保管若しくは調整を行う場合、必要な施設等を貸し付ける。	農業振興戦略監畜産課 0857(26) 7288	65
	畜舎環境	暑熱対策をしたい	県	畜舎環境改善猛暑対策支援事業	○	○				肉用牛農家及び養豚農家が、暑熱対策のための機材を導入する場合に助成。	農業振興戦略監畜産課 0857(26) 7288	66
	衛生管理	HACCPを導入したい	県	農場HACCP推進事業	○	○				農場HACCP導入のための技術支援とHACCP認定に係る手数料を助成。	農業振興戦略監畜産課 0857(26) 7287	67
加工	加工グループ	新商品開発したい	県	とっとりオリジナル加工品づくり支援事業	○		○			県内の農産物加工グループ等が地元農林水産物を利用した新商品の開発・販売を行い、又は開発を目的として成功事例の視察研修等を行う場合、必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26) 7836	68
		販路拡大したい	県	加工品ステップアップ支援事業	○		○			県内の農産物加工グループ等が県内外量販店等へ販路拡大を図る目的で専門家による継続した研修会等を実施し、販路拡大に必要な備品を購入する場合、必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26) 7836	70
	【再掲】農家の取り組み	販路開拓や機械・施設を取得したい	県	【再掲】とっとり発！6次産業化総合支援事業【農家が取り組む6次産業化推進事業】	○	○	○			農林漁業者や農漁協等が6次産業化や農商工連携の取組を行う場合、必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26) 7836	35
農地・基盤	基盤整備	小規模な基盤整備	県	しっかり守る農林基盤交付金				○		市町村が小規模な農林業生産基盤の整備及び補修並びに防災措置に係る事業を行う場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26) 7326	72
		基盤整備に伴う資金が借りたい	国	農業基盤整備資金・担い手育成農地集積資金	○	○	○			農業者等が生産性の向上を図るために生産基盤整備(農地等の新設、改良、造成及び復旧、農用地集積等)を行う場合、低金利又は無利子での資金貸付を行う。	農地・水保全課 0857(26) 7321	73
	施設の維持・補修	土地改良施設の補修をしたい	国	土地改良施設維持管理適正化事業			○	○		市町村等の土地改良施設管理団体等が団体営規模以上の事業により造成された施設(ダム、ため池、水路等)の整備補修を行う場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26) 7336	74
	施設の維持・補修	保全活動に対する支援を受けたい	国	農地・水保全活動交付金事業			○			市町村と協定を締結した活動組織等が農地・農業用水等の保全向上活動や農業用水路等の補修・更新を行う場合、区域内の農用地の農地区分や面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26) 7334	75
		保全活動に対する支援を受けたい	県	とっとり井手・ため池保全活動推進交付金			○			集落等が支援員やボランティアとの協働による地域活性化活動(農業用水路やため池等の農業生産基盤を保全する取組)を行う場合、必要な経費を助成。	農地・水保全課 0857(26) 7336	76
	防災減災	ため池ハザードマップを作成したい	国	地元発ため池ハザードマップ作成支援事業				○		農業用ため池に対する地域住民の防災意識を高めるとともに、ため池決壊時の避難経路・避難場所等について現地確認しながらハザードマップの作成を行う市町村に対し、必要な経費を助成。	農地・水保全課 0857(26) 7323	77
	【再掲】災害復旧	被災した農地等を復旧したい	国	【再掲】農地・農業用施設災害復旧事業	○	○	○			暴風、豪雨、高潮、地震等により被災した農地や農業用施設を原形に復旧する場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26) 7325	49

支援項目			国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所名・電話番号	ページ
大項目	中項目	小項目			認定農業者（法人含む）	認定農業者以外の農業者	農業関係団体等（任意組織・JA等）	市町村	商工業者等			
自然エネルギー	発電	発電施設を導入したい	県	農業農村自然エネルギー利活用支援事業			○			農協や土地改良区、農村集落等が太陽光又はマイクロ水力発電施設を導入する場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7334	78
中山間地域対策	地域活性化	コミュニティづくりに取り組みたい	県	みんなで支え合う中山間地域づくり総合支援事業			○	○	○	買い物支援（移動販売車導入、運営費助成）、地域活性化支援（交流施設等整備）、地域資源型コミュニティビジネス支援（加工品製造施設、農家レストラン等整備）、自然災害対策等の取組に必要な経費を支援。	とっとり暮らし支援課 0857(26)7129	79
	地域活性化	移住者を確保したい	県	若者定住等による集落活性化総合対策事業			○	○	○	小規模高齢化集落等が地域プランを策定し、地域の活性化に向けた取組等を行う場合、必要な経費の一部を助成。また、IUターン者に対し、定住に向けた支援を行う。	とっとり暮らし支援課 0857(26)7129	80
	地域活性化	特産品の育成に取り組みたい	県	魅力ある中山間特産物等育成支援事業		○	○			中山間地において兼業農家や定年帰農者などが取り組む販売を目的とした新品目の試作や生産体制の整備、加工品の開発、販売促進の経費の一部を助成。	農業振興戦略監生産振興課 0857(26)7272	81
	【再掲】耕作放棄地発生防止	中山間地域等直接支払	国	【再掲】農地を守る直接支払事業	○	○	○			生産条件が不利な中山間地等の集落の農業者等が市町村と協定を締結し、5年間以上農業を続ける場合、対象となる農用地の農地区分や傾斜、面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26)7334	51

平成26年度 主要施策(農林水産業の活力増進) H26. 4月時点

〔 施策テーマ 〕 〔 主要事業 〕 〔 事業の概要 〕





鳥取へIJU！アグリスタート研修支援事業

事業の目的

県内での自営就農を希望するIJUターン者、県内在住者を対象に、県内の農業法人、農家等で就農に必要な実践的研修を行い、本県の農業・農村の担い手の育成を図ります。

事業実施主体

(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構 (研修実施経費については県が補助)

事業概要

県内での自営就農希望者を(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が研修生として雇用し、県内の農業法人、農家等での実践的研修や農家経営に関する研修を行い、県内での独立就農を目指します。

【研修期間】 1年間(引き続き研修が必要と認められる場合は最大2年間)

【研修区分】 トライアル研修(2か月間) 本格研修(10か月間) 追加研修(最大1年間)

【身分・保障】 研修期間中は、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構において研修生として雇用し、給与等を支給

給与 月額 117,000円 住居・通勤手当等 月額 33,000円(上限)

※県外からのIJUターン者には、定住準備金、赴任旅費(上限あり)を支給

研修生の募集・要件

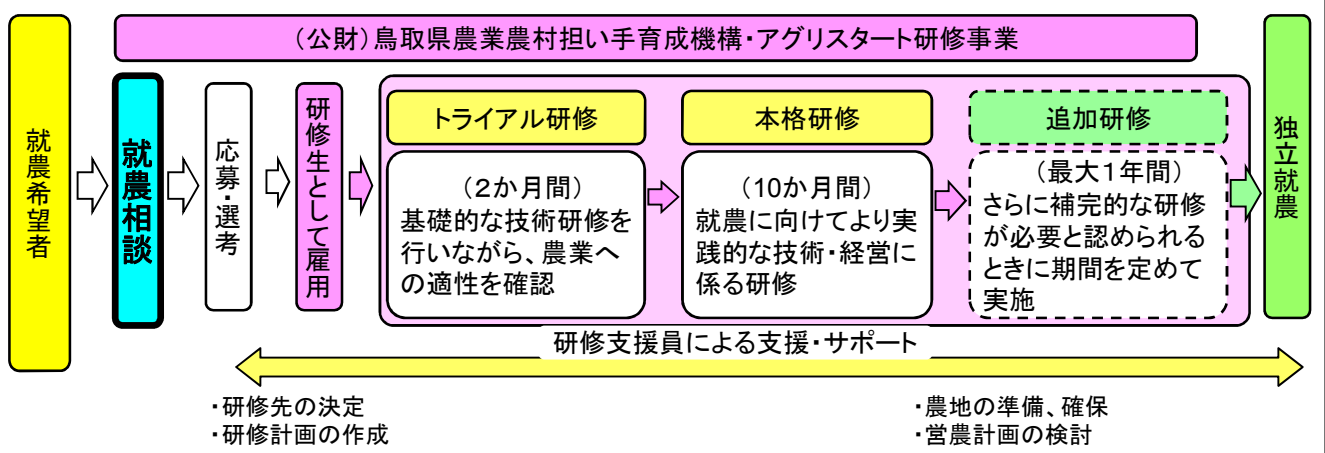
研修生の雇用にあたっては、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構の研修生の募集(年1回)し、選考を行います。

【研修生の要件】

- 鳥取県へ移住又は在住し、就農する意欲を有すること
- 農業就業が可能な健康状態であること
- 過去に農業への就業又は農業研修の経験がある者にあつては、その期間が短期間(本研修と同一の品目で3年以内)等により、本研修を受けることが必要と認められる者
- 普通運転免許証(オートマチック限定免許を除く。)を有していること

(注)応募に当たっては、事前に鳥取県農業農村担い手育成機構への相談が必要です。
募集予定時期、事前相談などについては、下記の担当部所に問い合わせてください。

研修・就農までの流れ



担当部所	所 属	電 話
	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構	0857-26-8349
	西部支所	0859-31-9644
	農林水産部 経営支援課	0857-26-7261

市町村農業公社等就農研修支援事業

事業の目的

本県での就農を希望する者を県内外から確保し、これら新規就農希望者に栽培指導や農業経営研修等の就農研修を行う団体への助成を通じ、本県農業の担い手としてふさわしい人材として育成、本県への定着推進を支援します。

事業実施主体

(一財)鳥取市農業公社、(一財)岩美町農業振興公社、(一財)エナジーにちなん、鳥取中央農業協同組合など市町村公社等の農地利用集積円滑化団体

事業概要

事業実施主体が農業研修生を雇用し行う新規就農者育成に係る実践研修に係る経費を支援します。

【補助上限額】 ①新規就業者への研修実施に対する助成 月額最大140,000円
②新規就業者に支払う手当等に対する助成 月額最大 33,000円

主な要件

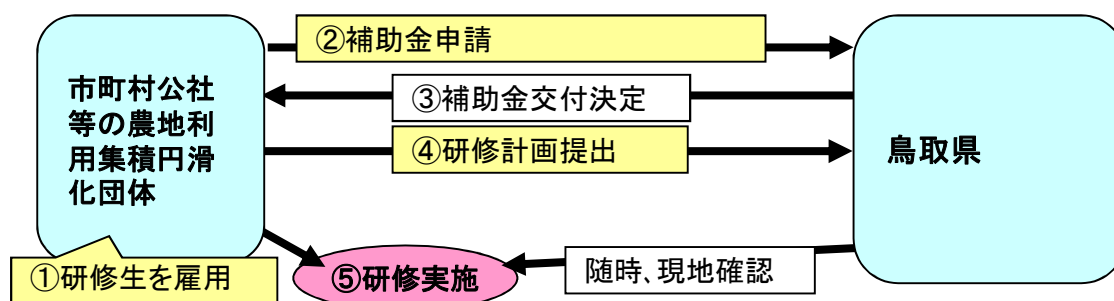
【研修実施主体の要件】

- 1.新たに農業に就くことを希望する者を雇用(パート、季節雇用、アルバイトを除く。)し、就農に必要な技術等を習得させるための研修を行うことができること。
- 2.研修生に対して十分な指導を行うことのできる指導者を確保するため、研修責任者を明確にすること。
- 3.研修生と雇用契約を締結し、雇用保険、労働者災害補償保険等の社会保険に加入させること。
- 4.過去における雇用及び研修に関して、法令に違反する等のトラブルがないこと。
- 5.研修の実施について、本事業の対象経費と重複する他の助成を受けていないこと。
- 6.おおむね6か月以上の研修を実施すること

【研修生の要件】

- 1.就農意欲を有し、本事業での研修修了後県内就農する意思がある県内在住又は在住予定者とする。
- 2.新たに円滑化団体に採用された者又は知事が別に定める日以降に採用された者であること。
- 3.農業の経験がない又は過去の研修期間が短い等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。
- 4.就農が可能な健康状態であること

事業の流れ



担当	所 属	電 話
	農林水産部 経営支援課	0857-26-7261

新規就農者総合支援事業

【就農条件整備事業】

*** 注意 *** 以下の内容は平成26年4月時点のものであり、平成26年度中に改正予定です。

事業の目的

将来、本県の効率的かつ安定的な農業経営の担い手となるのにふさわしい青年等の就農の促進及び自立を支援するため、新規就農者の就農初期の経営基盤整備の負担軽減を図る。

対象者

認定就農者、認定就農者を代表とする農業法人等

支援の内容

新規就農者の就農時に必要な機械、施設を新規就農者が整備する場合に助成

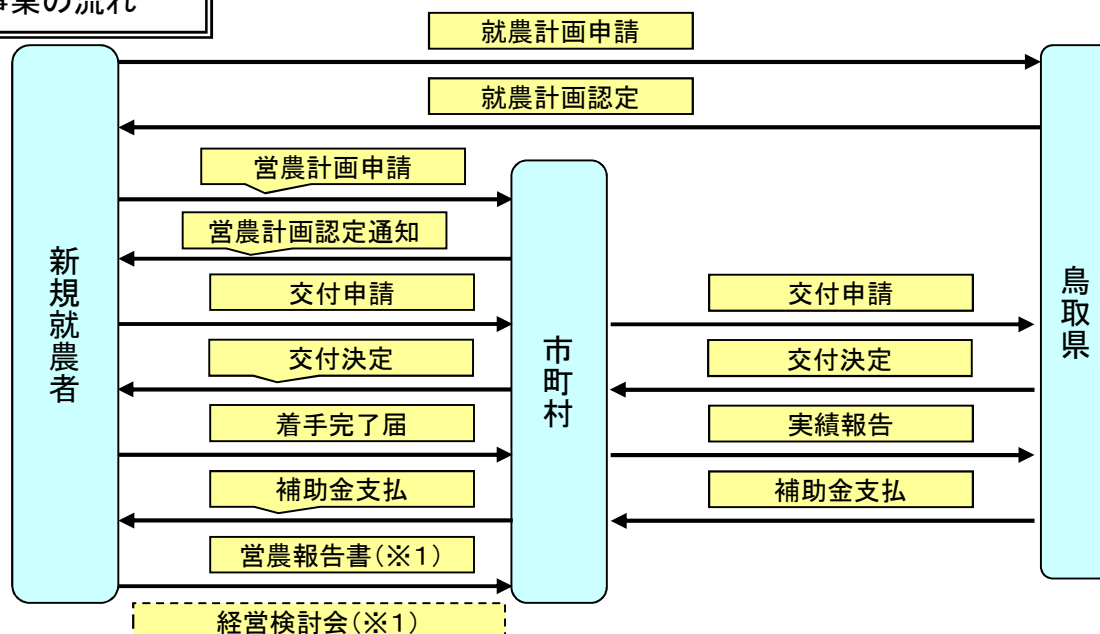
補助金額・補助率

10万円以上(消費税額を含む)の農業用機械・施設 (※軽トラック等の汎用性のあるものは除く)
【補助率】 1/2(県:1/3、市町村:1/6) **【補助対象事業費上限】** 1,200万円(3年間の合計)
【助成期間】 最大3年間

注意事項等

- ・ 補助金の交付を受けるためには、就農計画書を作成して県の認定を受けた後、営農計画書を作成し、市町村の営農計画認定委員会の認定を受ける必要があります。
- ・ 就農後5年間、毎年、営農報告書を市町村に提出していただきます。
- ・ 補助を受けた農業用機械・施設の耐用年数以内に離農した場合は、補助金を返還していただきます。
- ・ この補助金は市町村の予算措置が必要となりますので、事前にご相談ください。

事業の流れ



担当部所	所 属	電 話	所 属	電 話
	農林水産部経営支援課	0857-26-7261	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816	日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

新規就農者総合支援事業 【青年就農給付金(準備型)】

事業の目的

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図る。

対象者

鳥取県が指定する研修機関で概ね1年以上就農研修を受ける者で、就農予定時の年齢が45歳未満の者。

支援内容及び補助率

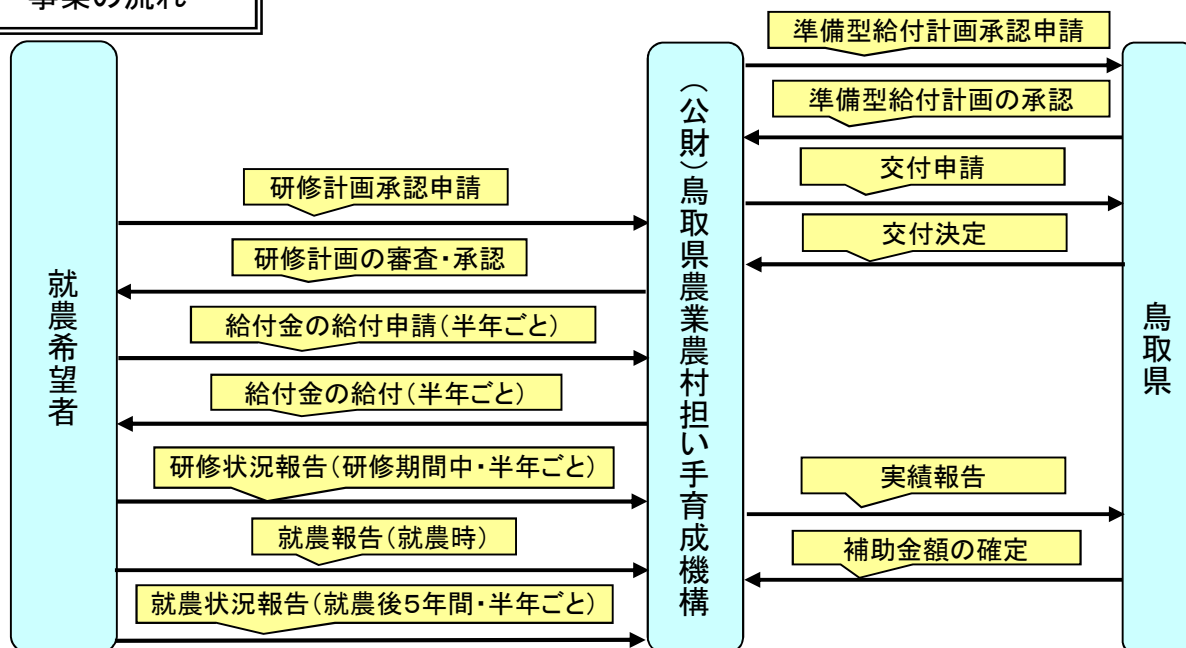
【支援内容】研修期間中(最長2年間)に150万円／年の給付金を、原則6か月ごとに給付する。

【補助率】国10/10

注意事項等

- ・給付金の給付を受けるためには、研修計画を作成し、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構の審査を経て、承認を受ける必要があります。
- ・研修期間中及び研修終了後5年間、半年ごとに研修状況報告書及び就農状況に係る報告書を(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構に提出していただきます。
- ・研修終了後1年以内に就農しなかった場合や、給付期間の1.5倍(最低2年)以上営農を継続しなかった場合は、給付金の全額を返還していただきます。また、適切な研修を行っていない場合や、上記の報告を行わなかった場合、虚偽の申請を行った場合にも給付金を返還していただきます。
- ・その他、要件等の詳細については、お問い合わせください。

事業の流れ



担当部所	所 属	電 話
	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構 西部支所	0857-26-8349 0859-31-9780
	農林水産部 経営支援課	0857-26-7261

新規就農者総合支援事業

【青年就農給付金(開始型)】

事業の目的

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図る。

対象者

原則45歳未満で独立・自営就農した者で、市町村の「人・農地プラン」に位置づけられている又は位置づけられることが確実な者あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けている者。

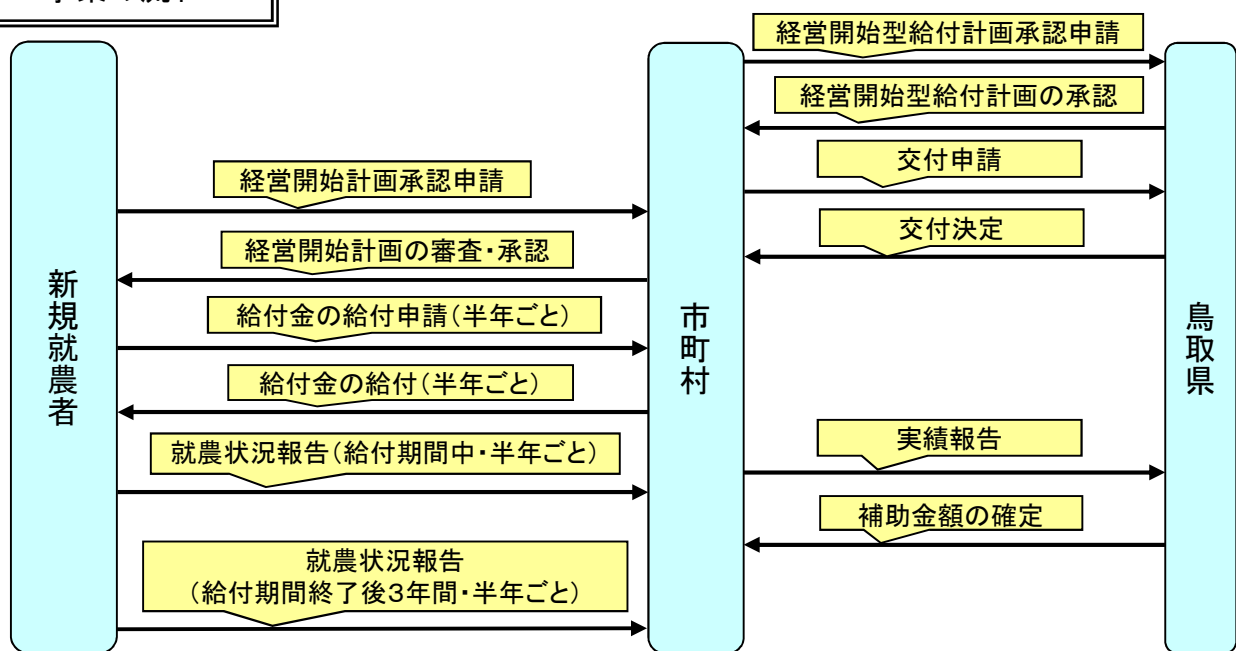
支援内容及び補助率

【支援内容】独立・自営就農後(最長5年間)に150万円／年の給付金を、原則6か月ごとに給付する。
【補助率】国10／10

注意事項等

- ・給付金の給付を受けるためには、経営開始計画を作成し、市町村の審査を経て、承認を受ける必要があります。
- ・給付期間中及び給付期間終了後3年間、半年ごとに就農状況に係る報告書を市町村に提出していただきます。
- ・給付期間中に農業経営を休止又は中止した場合や、適切な農業経営が行われていない場合には給付停止となり、それ以降の給付金を返還していただきます。また、前年の総所得(給付金を除く)が250万円以上になった場合には、給付停止となります。
- ・上記の報告を行わなかった場合や、虚偽の申請を行った場合には、給付金を全額返還していただきます。
- ・その他、要件等の詳細については、お問い合わせください。

事業の流れ



担当部所	所 属	電 話	所 属	電 話
	農林水産部経営支援課	0857-26-7261	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	" " 八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816	" " 日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

新規就農者総合支援事業

【就農応援交付金】

*** 注意 *** 以下の内容は平成26年4月時点のものであり、平成26年度中に改正予定です。

事業の目的

新規就農者の経営が早期に安定し、これらの者が本県の農業の担い手として定着することを目的として交付する。

対象者

認定就農者

支援の内容

就農初期の運転資金、基盤整備費及び生活費等に対し支援する。

補助金額・補助率

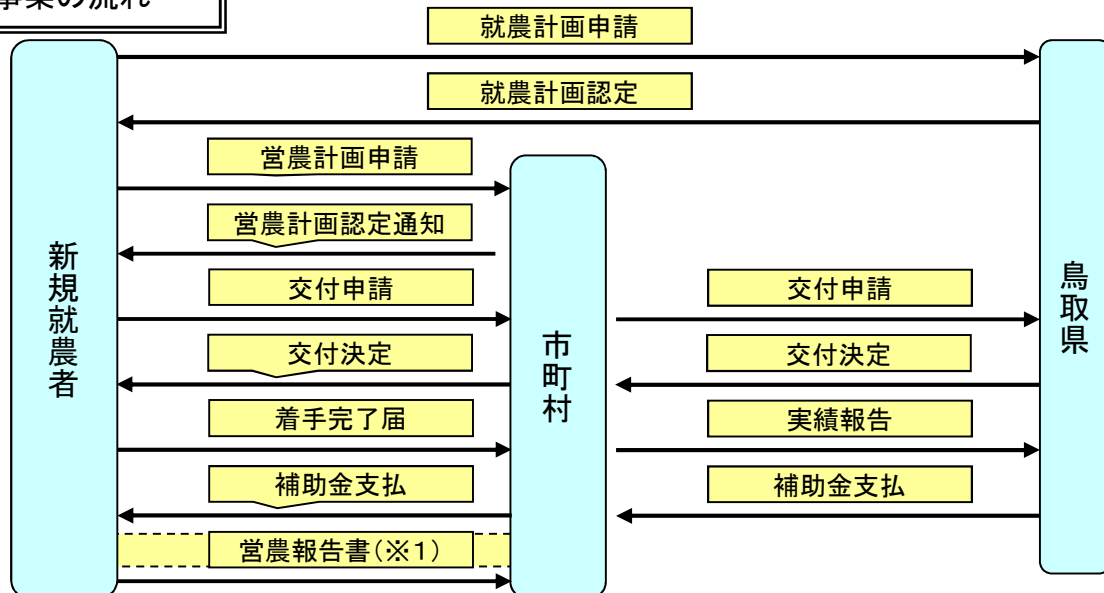
【補助率】 10/10（県：2/3、市町村：1/3）

【助成期間】 最大3年間（月額、1年目：100,000円 2年目：65,000円 3年目：40,000円）

注意事項等

- ・ 交付金の交付を受けるためには、就農計画書を作成して県の認定を受けた後、営農計画書を作成し、市町村の営農計画認定委員会で認定を受ける必要があります。
- ・ 就農後5年間、毎年、営農報告書を市町村に提出していただきます。
- ・ 離農時交付金前払いを受けている場合は離農した月以降の交付金を返還していただきます。
- ・ この交付金は市町村の予算措置が必要となりますので、事前にご相談ください。

事業の流れ



※1：就農後5年間報告し、関係機関で構成する経営検討会を開催し、営農計画の達成に向けて支援する。

担 当 部 所	所 属	電 話	所 属	電 話
	農林水産部経営支援課	0857-26-7261	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816	日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

新規就農者総合支援事業

【親元就農促進支援交付金】

事業の目的

認定農業者等、本県の地域農業の担い手として位置づけられる農業経営体の親族の当該経営体への就農を促進し、農業経営の継続的な発展と地域農業の担い手としての定着を図ることを目的として交付する。

対象者

認定農業者等

支援の内容

認定農業者等が、将来経営を移譲する予定の3親等以内の親族に対し、栽培技術や経営ノウハウ等の研修を実施する場合に支援する。

補助金額・補助率

【補助率】 10/10（県：2/3、市町村：1/3） 【助成期間】 最大2年間（10万円/月）

主な要件

【対象者（農業経営主）の主な要件】

次のいずれかに該当すること

- ① 認定農業者、② 市町村の「人・農地プラン」に地域の中心経営体として位置づけられている者
- ③ 地域農業の担い手として支援することが適当であると市町村長が認める者

【研修生（親元就農者）の主な要件】

- ・対象者（農業経営主）の3親等以内の親族で、将来その経営を継承する予定の者であること
- ・申請時の年齢が55歳未満であること

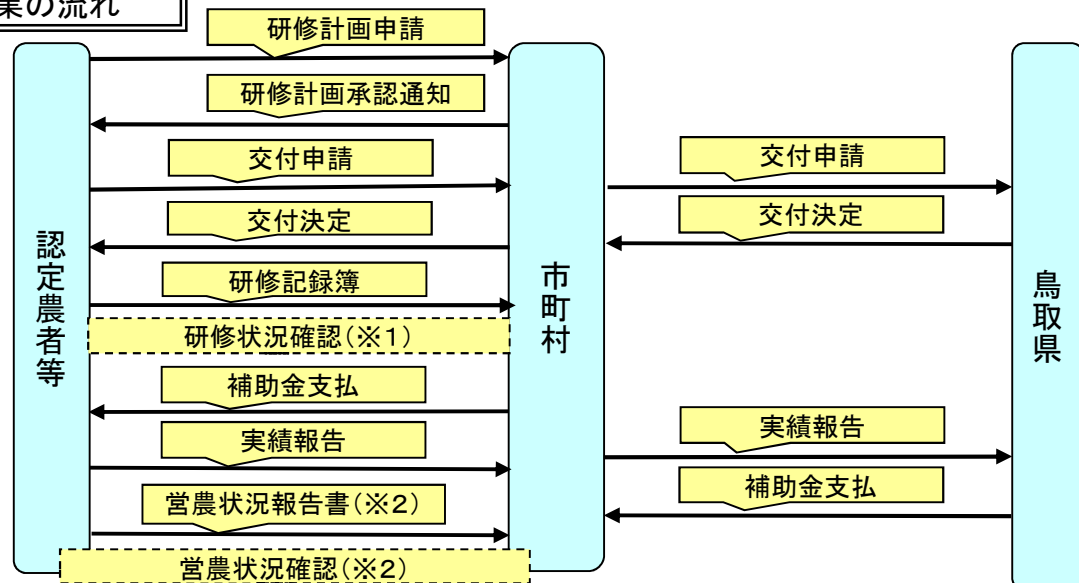
【その他】

- ・農業経営主と親元就農者との間で、次に掲げる事項を規定した家族経営協定が締結されていること
 - ① 経営継承の時期、② 経営継承に向けた研修の実施、③ 青色専従者給与の支払い、④ 後継者の役割
 - ・研修計画に基づき、年間150日以上かつ年間1200時間以上研修を実施すること
 - ・親元就農してから1年以内に研修計画の申請を行うこと
- （ただし、平成26年度に限り平成25年1月1日以降に親元就農していれば対象となります）

※ 適切な研修を行っていない場合や、研修終了後に交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、親元就農者が営農を継続しない場合は、全額を返還していただきます。

※ この交付金は市町村の予算措置が必要となりますので、事前にご相談ください。

事業の流れ



※1：研修期間中、半年ごとに関係機関で面談等により研修状況を確認。

※2：研修終了後、交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、半年毎に営農状況を確認。

担当部所	所 属	電 話	所 属	電 話
	農林水産部経営支援課	0857-26-7261	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816	日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

鳥取県版農の雇用支援事業
【新規就業者早期育成支援事業】

事業の目的

規模拡大、新部門導入等のための新たな雇用を行われる農業法人、農業者等の農業経営体に対し、新規就業者の早期育成を支援する

対象者

農業法人等

支援の内容

新しく雇用した従業員への研修経費、指導者の研修経費を助成

補助金額・補助率

【補助率】 10/10

【補助上限額】

1年目:142,000円/月、指導者研修費 36,000円/年 住居通勤手当支援33,000円/月

2年目：97,000円／月、指導者研修費 36,000円／年

3年目: 50,000円/月

【助成期間】 最大3年間(ただし3年目は新規就業者1名あたり300万円所得向上する計画を作成)

主要要件

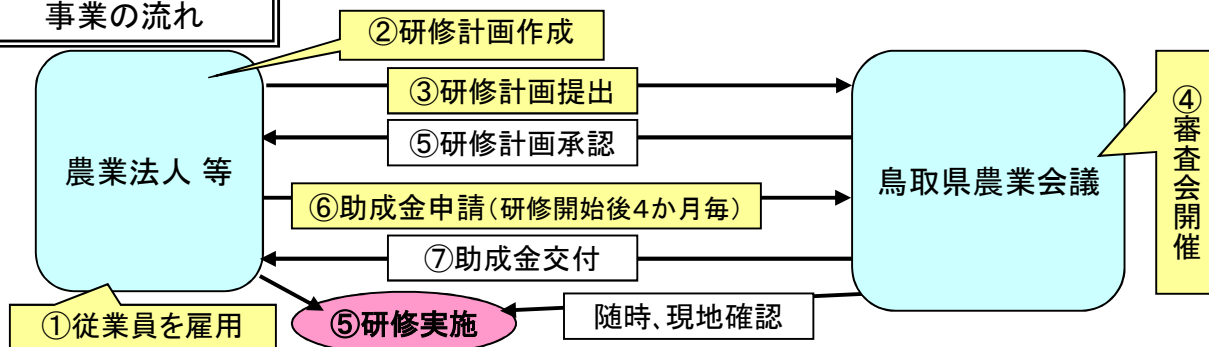
【受入する農業法人等の主要要件】

- ◆ 通年の研修が可能で、研修終了後も継続雇用が可能な経営内容であること（経営計画を提出）
- ◆ 新規就業希望者を正規の従業員として雇用し、雇用保険、労災保険に加入すること
- ◆ 税務署に対して、給与支払事務所等の開設届けを提出していること
- ◆ 新規就業者に対して十分な指導を行うことができる研修責任者を確保すること
- ◆ 雇用に関する法令を遵守するとともに、雇用主都合による解雇、雇用及び研修に関して法令に違反する等のトラブルがないこと
- ◆ 国の青年就農給付金の給付対象者でないこと

【新たな従業員の主な要件】

- ◆正社員として雇用され、就業している者
- ◆経営主と3親等以内でないこと(ただし雇用保険に加入できる場合を除く)
- ◆過去の農業従事期間等が5年未満であること(アルバイト、研修等を含む)他作目での就業等は要相談
- ◆県内在住者(予定を含む)であること
- ◆過去に本事業に採択されていないこと
- ◆国の青年就農給付金、県のが就農応援交付金の支給対象者でないこと

事業の流れ



担当部所	所 属	電 話
	鳥取県農業会議	0857-26-8371
	農林水産部 経営支援課	0857-26-7261
	東部農林事務所農林業振興課	0857-20-3554
	〃 八頭事務所農林業振興課	0858-72-3816
	中部総合事務所農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	〃 日野振興センター農業振興課	0859-72-2003

鳥取県版農の雇用支援事業 【県産農林水産物加工業者雇用支援事業】

事業の目的

県産農林水産物を使用した加工食品の新たな開発や生産規模の拡大等を検討されている食品加工業者に対し、新規就業者の早期育成のための研修経費等を助成する。

対象者

食品加工業者

支援の内容

新しく雇用した従業員への研修経費、指導者の研修経費を助成

補助金額・補助率

【補助率】 10/10 【助成期間】 最大1年間
 【補助上限額】 ①新規就業者への研修実施に対する助成 月額最大142,000円
 ②新規就業者に支払う手当等に対する助成 月額最大 33,000円

主な要件

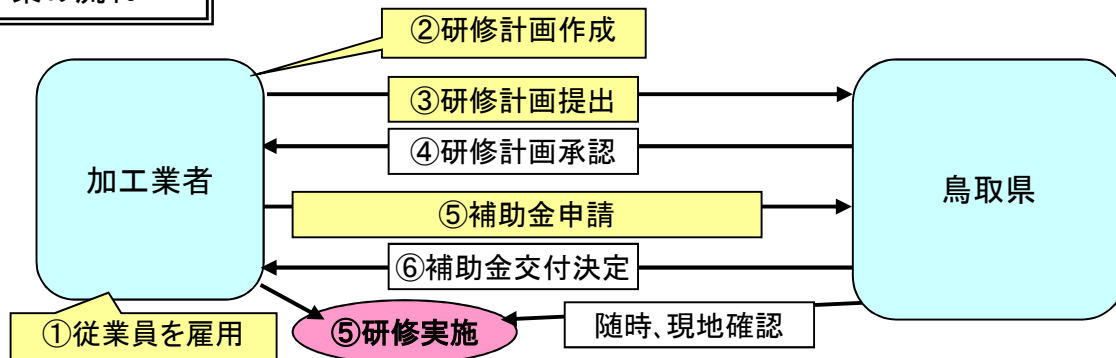
【受入する食品加工業者の主な要件】

- ・新規就業者（県内在住又は在住予定者に限る）と期間の定めのない雇用契約を締結して正規雇用し、雇用保険、労働者災害補償保険等（法人の場合は厚生年金、健康保険）に加入していること
- ・税務署に対して、給与支払事務所等の開設届けを提出している又は新たに提出すること
- ・雇用に関する法令を遵守するとともに、雇用主都合による解雇、雇用及び研修に関して法令に違反する等のトラブルがないこと
- ・社内に新規就業者に対して十分な指導を行うことのできる指導者を確保できること
- ・新規就業者が製造等の研修を行う加工食品が、①～③のいずれかに該当すること（鳥取県ふるさと認証食品と同様の要件）
 - ①原材料に鳥取県産の農林水産物を用いている加工食品
 - ②地域に古くから伝わる伝統的な製造方法を用いて作られている加工食品
 - ③鳥取県独自の新技术を用いて作られている加工食品

【新たな従業員の主な要件】

- ・就業意欲を有し、本事業での研修修了後も継続して就業する意思がある県内在住又は在住予定者とする。
- ・新たに食品加工業者に採用する者又は知事が別に定める期間に採用された者であること。
- ・就業に必要な健康状態であること。
- ・過去の就業期間が短い等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。過去の就業期間が短い等とは、食品加工業者での就業経験が無い、食品加工業者で就業していたが食品加工に関する十分な技術・知識を習得していない、違う分野の食品加工業者で就業していた等により、就業にあたり研修実施が必要である者とする。

事業の流れ



問い合わせ先

農林水産部 経営支援課

0857-26-7261

鳥 取 県 版 農 の 雇 用 支 援 事 業 【農林水産コラボ研修支援事業】

事業の目的

雇用受け皿拡大と地域産業維持のため、農業で通年雇用が困難な場合、他産業と連携して新規就業者のOJT研修(出向研修含む)等を行う事業に助成する。

対象者

農業法人等の経営体、
食品加工業者等

支援の内容

新しく雇用した従業員への研修経費、指導者の研修経費を助成

補助金額・補助率

【補 助 率】 10/10 【補助上限額】 1年目:月額142,000円、2年目:月額100,000円

主な要件

【受入する対象者の主な要件】

以下研修実施主体の要件を満たし他産業と連携に際し、出向契約を締結するなど、研修生の雇用を保障すること。
(農林水産業分野以外の研修期間は助成の対象外)

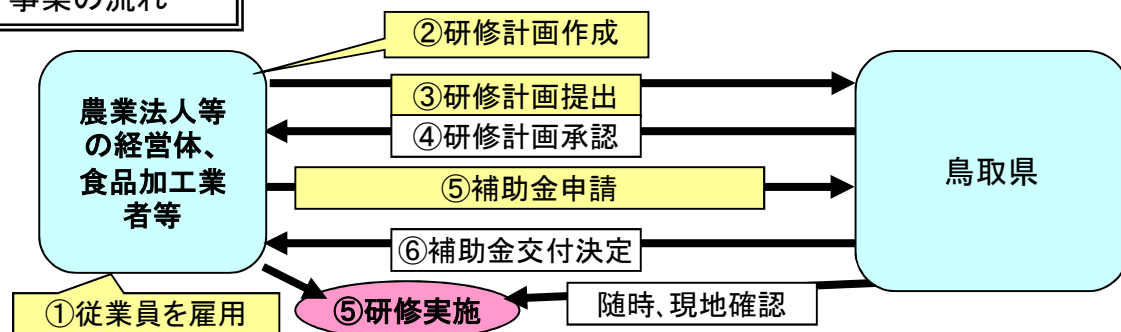
- ◆通年の雇用が可能で、研修終了後も継続雇用が可能な経営内容であること。
- ◆新規就業希望者を正規の従業員として雇用し、雇用保険、労災保険(法人の場合は厚生年金、健康保険)に加入すること。
- ◆税務署に対して、給与支払事務所等の開設届けを提出していること。
- ◆新規就業者に対して十分な指導を行うことができる研修責任者を確保すること。
- ◆雇用に関する法令を遵守するとともに、雇用主都合による解雇、雇用及び研修に関して法令に違反する等のトラブルがないこと。
- ◆食品加工業者の場合、新規就業者が製造等の研修を行う加工食品が、鳥取県ふるさと認証食品と同様の要件を満たすこと。

【新たな従業員の主な要件】

本事業の対象となる研修生は、次の要件をすべて満たす者とする。

- ◆就業意欲を有し、本事業での研修終了後も継続して就業する意思がある県内在住又は在住予定者とする。
- ◆新たに農業法人等、食品加工業者等に採用する者又は知事が別に定める期間に採用された者であること。
- ◆就業に必要な健康状態であること。
- ◆過去の就業期間が短い等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。過去の就業期間が短い等とは、農業、食品加工業者での就業経験が無い、食品加工業者で就業していたが食品加工に関する充分な技術・知識を習得していない、違う分野の農業法人等・食品加工業者等で就業していた等により、就業にあたり研修実施が必要である者とする。

事業の流れ



担 当 部 所	所 属	電 話	所 属	電 話
	農林水産部経営支援課	0857-26-7261	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	東部農林事務所農林業振興課	0857-20-3554	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816	日野振興センター 農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

鳥取梨生産振興事業(「新甘泉」「秋甘泉」特別対策事業)

事業の目的

抜群の甘さで人気の梨「新甘泉」に「秋甘泉」を加えて、甘泉シリーズの生産拡大を図る。

事業実施主体

- I JA、生産組織、認定農業者、認定農業者に準ずる者、産地計画の担い手
- II 市町村
- III JA、生産組織



支援の内容

- I 「新甘泉」「秋甘泉」の植栽、果樹園整備を支援
- II 「新甘泉」「秋甘泉」を植栽した農業者へ育成経費相当額の奨励金を交付
- III 生産組織を単位とした「新甘泉」「秋甘泉」の高接ぎの取り組みを支援

補助金額・補助率

I 生産基盤整備対策

新植・全面改植及びその果樹棚・網掛け施設の整備に係る経費：県2/3補助
 高接ぎ・間植え改植及びその果樹棚・網掛け施設、かん水施設、園内道、防風施設、パイプ棚、排水施設、防蛾灯の整備、防除用機械の導入に係る経費：県1/2補助
 ※果樹経営支援対策事業(国1/2補助)で全面改植する場合は県1/6補助を上乗せ
 ※産地で守り次の生産者へ継承していく「やらいや果樹園」を整備する場合、県3/4補助(果樹経営支援対策事業が活用出来る場合は差率を県上乗せ)

II 育成促進対策

新植、全面改植した農業者への奨励金：200千円/10a(県1/2、市町村1/2)
 間植え改植、高接ぎした農業者への奨励金：106千円/10a(県1/2、市町村1/2)

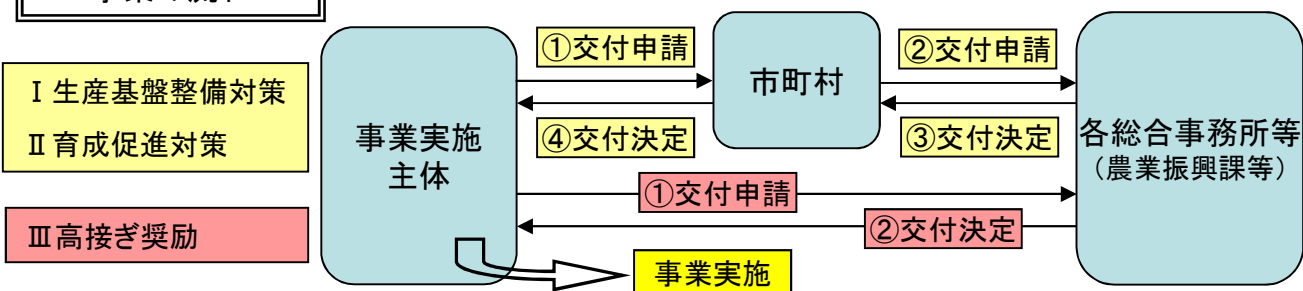
III 高接ぎ奨励

生産組織への一律奨励金：10万円
 高接ぎ面積の実績による奨励金：一挙更新の場合5万円/10a、順次更新の場合2万円/10a

主な要件

- ア I, II は、事業箇所あたりの面積が3a以上(やらいや果樹園の場合は5a以上)、植栽密度が20本/10a以上の果樹園であること
- イ I のSSの導入は、防除面積が特定高性能農業機械導入計画書の利用規模の下限を満たすこと
- ウ III の高接ぎでは、50a以上/年(生産組織の構成員の数により緩和措置あり)の取り組みであること

事業の流れ



担当部所
電話番号

所 属	電 話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

鳥取柿ぶどう等生産振興事業(「輝太郎」特別対策事業)

事業の目的

早生柿の中でもトップクラスの品質を誇る「輝太郎」を全国ブランドとするため、生産拡大を図る。

事業実施主体

I JA、生産組織、認定農業者、認定農業者に準ずる者、産地計画の担い手

II 市町村

III JA、生産組織



支援の内容

I 柿「輝太郎」の植栽、果樹園整備を支援

II 柿「輝太郎」を植栽した農業者へ育成経費相当額の奨励金を交付

III 生産組織を単位とした柿「輝太郎」の高接ぎの取り組みを支援

補助金額・補助率

I 生産基盤整備対策

廃園対策による植栽、果樹棚整備等に係る経費：県2/3補助

植栽、高接ぎ、果樹棚、かん水施設、園内道、防風施設、パイプ棚、排水施設、防蛾灯の整備、防除用機械の導入に係る経費：県1/2補助

※産地で守り次の生産者へ継承していく「やらいや果樹園」を整備する場合、県3/4補助(果樹経営支援対策事業が活用出来る場合は差率を県上乗せ)

II 育成促進対策

新植、全面改植、高接ぎした農業者への奨励金：48千円/10a(県1/2、市町村1/2)

間植え改植した農業者への奨励金：24千円/10a(")

III 高接ぎ奨励金

生産組織への一律奨励金：5万円

高接ぎ面積の実績による奨励金：一挙更新の場合5万円/10a、順次更新の場合2万円/10a

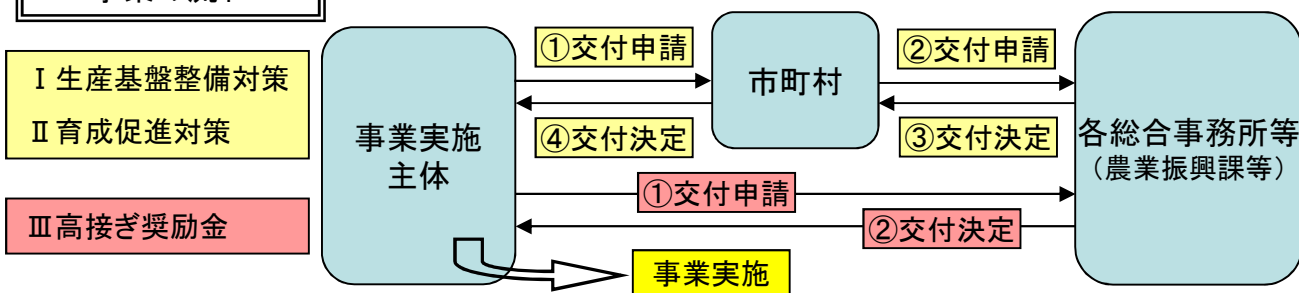
主な要件

ア I, II は、事業箇所あたりの面積が3a以上(やらいや果樹園の場合は5a以上)、植栽密度が17本/10a以上の果樹園であること

イ I のSSの導入は、防除面積が特定高性能農業機械導入計画書の利用規模の下限を満たすこと

ウ IIIの高接ぎでは、25a以上/年(生産組織の構成員の数により緩和措置あり)の取り組みであること

事業の流れ



担当部所 電話番号

所 属	電 話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農林業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

鳥取梨生産振興事業(梨生産拡大事業) 鳥取柿ぶどう等生産振興事業(柿ぶどう等生産拡大事業)

事業の目的

鳥取オリジナル梨新品種や産地で振興する果樹の品目・品種の生産拡大を図る。

事業実施主体

- I JA、生産組織、認定農業者、認定農業者に準ずる者、産地計画の担い手
- II 市町村

支援の内容

- I 植栽、果樹園整備を支援
- II 植栽した農業者へ育成経費相当額の奨励金を交付

補助金額・補助率

I 生産基盤整備対策

新植・全面改植及びその果樹棚・網掛け施設(梨)、ハウス(ぶどう)の整備に係る経費 : 県1/2補助
高接ぎ・間植え改植及びその果樹棚・網掛け施設、かん水施設、園内道、防風施設、パイプ棚、排水施設、防蛾灯の整備、防除用機械の導入に係る経費 : 県1/3補助

※産地で守り次の生産者へ継承していく「やらいや果樹園」を整備する場合は2/3補助

果樹経営支援対策事業が活用出来る場合は差率を県上乗せ

II 育成促進対策

新植、改植、高接ぎを行った農業者へ育成経費相当額の奨励金 : 定額補助(県1/2、市町村1/2)

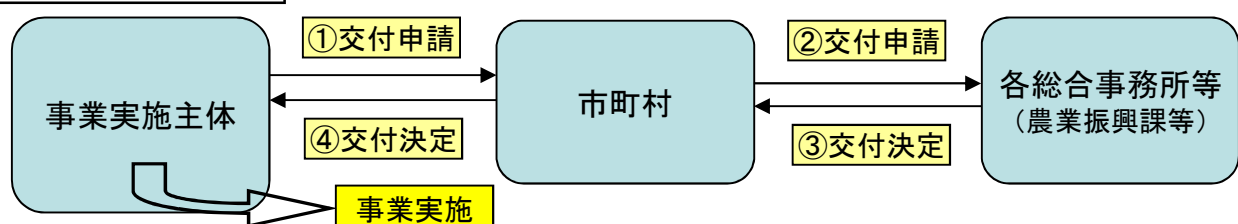


品 目	奨励金の額 (円/10a)		
	植栽・全面改植	間植え改植	高接ぎ一挙更新
なし	200,000	106,000	106,000
かき	48,000	24,000	48,000
ぶどう	94,000	47,000	—
もも	47,000	24,000	47,000

主な要件

- ア 対象品目・品種は、鳥取オリジナル梨新品種の夏さやか、なつひめ、優秋、瑞鳥、早優利、爽甘、及び各産地協議会が産地計画に掲げた振興品目・品種
- イ 事業箇所あたりの面積が3a以上(やらいや果樹園の場合は5a以上、ぶどうの場合は2a以上(やらいや果樹園の場合も同様))であること
- ウ 植栽密度が10a当たり次の本数以上の植栽、果樹園への生産基盤整備であること
※なし:20本、かき:17本、ぶどう:12本、もも:18本
- エ SSの導入は、防除面積が特定高性能農業機械導入計画書の利用規模の下限を満たすこと

事業の流れ



担当部所
電話番号

所 属	電 話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

果樹経営支援対策事業、未収益期間支援事業

事業の目的

果樹優良品目・品種への転換、園地整備、労働力の確保など前向きな取組を行う担い手や産地を支援し、競争力の高い産地を育成する。

対象者

産地計画に掲げた担い手

支援の内容

果樹優良品目・品種への改植・高接ぎ、果樹園の小規模基盤整備等を支援

補助金額・補助率

I 果樹経営支援対策事業（整備事業）

- ・ 改植又は高接ぎ
- ・ 小規模基盤整備（園内道、傾斜の緩和、土壌土層改良又は排水路の整備、用水・かん水施設の整備）
- ・ 廃園

【補助率】国1／2補助

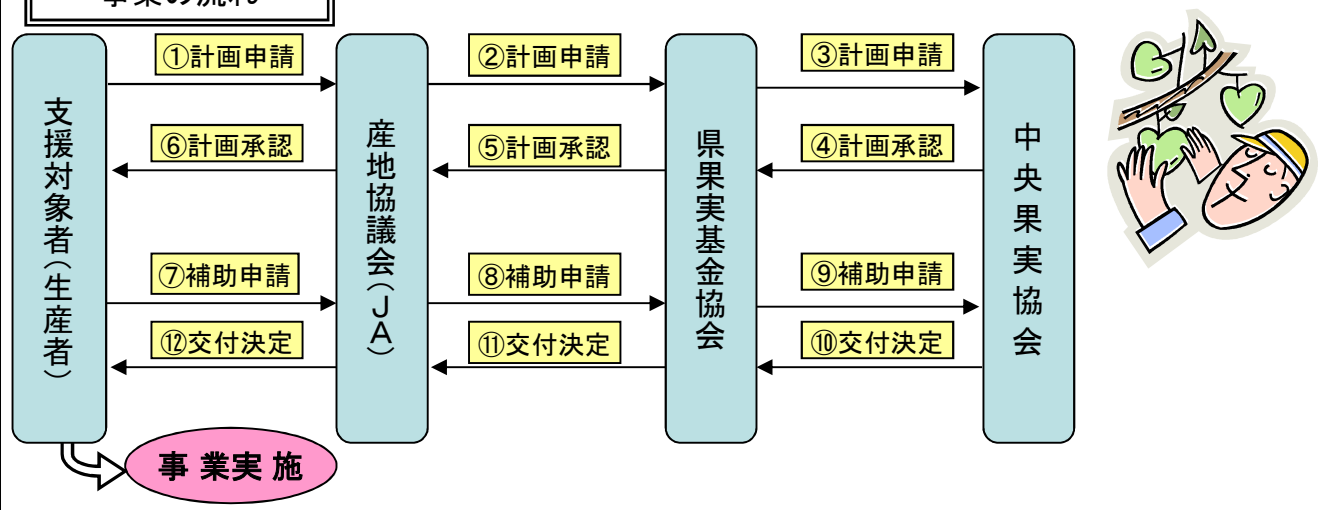
II 果樹未収益期間支援事業

【補助率】5万円／10アールに支援対象期間（4年間）を乗じた額を一括交付（国10／10）

主な要件

- ア 産地計画に掲げてある品目、品種であること
 イ 産地計画に掲げてある担い手に該当すること
 ウ 改植、高接ぎ、廃園、土壌土層改良にあつては、事業箇所当たりの面積が2a以上、ただし、小規模基盤整備（土壌土層改良を除く）にあつては10a以上であること
 エ 未収益期間支援事業にあつては、同一年度内に完了する改植の面積の合計が5a以上であること、果樹経営支援対策事業により実施された改植であること

事業の流れ



担当部所電話番号

一般社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会（全農とっとり園芸部内外流通課内） 0857-32-8339

鳥取梨生産振興事業(低コスト・体制強化事業) 鳥取柿ぶどう等生産振興事業(低コスト・体制強化事業)

事業の目的

機械の共同利用、オペレータ体制を整備して、コスト削減や廃園化の防止を図る。

事業実施主体

JA、生産組織、認定農業者、認定農業者に準ずる者、産地計画の担い手

支援の内容

共同利用、作業受託する農業機械の購入費を支援



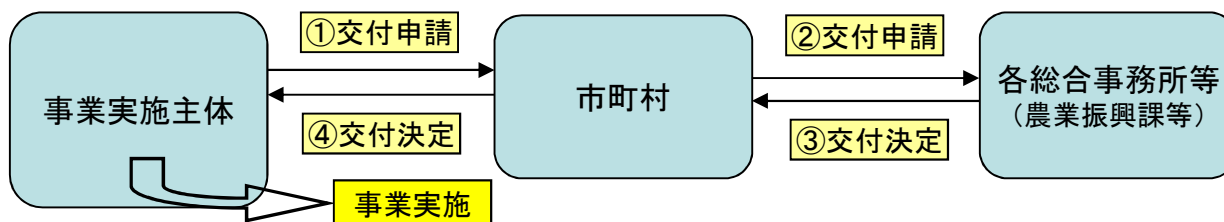
補助金額・補助率

機械購入費及び機械導入にあたって必要となる園内道整備費の3分の1
対象機械: スピードスプレーヤ、草刈りモア等

主な要件

- ア 事業申請時に作成した「低コスト・体制強化計画」に取り組むこと
- イ 利用面積に応じた能力の機械を導入すること(スピードスプレーヤの導入は防除面積が特定高性能農業機械導入計画書の利用規模の下限を満たすこと)

事業の流れ



担当部所 電話番号

所 属	電 話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

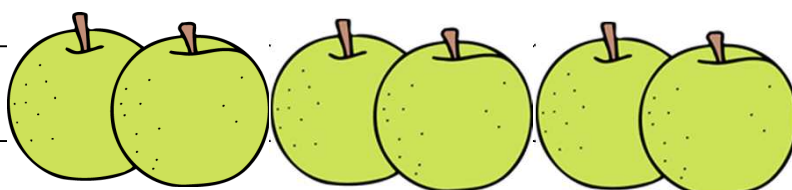
鳥取梨生産振興事業(二十世紀梨適熟出荷体制整備事業)

事業の目的

二十世紀梨を味がのった旬の時期に出荷してブランド力を高めるとともに、新品種とのリレー出荷体制を構築する。

事業実施主体

JA、生産組織



支援の内容

二十世紀梨の市場単価が再生産価格(2,750円/ケース・10kg)を下回った場合に価格補てん

補助金額・補助率

8月下旬から9月下旬までの二十世紀梨の卸売市場出荷分について、全等階級の平均単価が2,750円/ケース・10kgを下回った場合に、差額単価を赤秀と青秀の出荷量に応じて価格補てん

補助率：2/3（県1/3、市町村1/3）

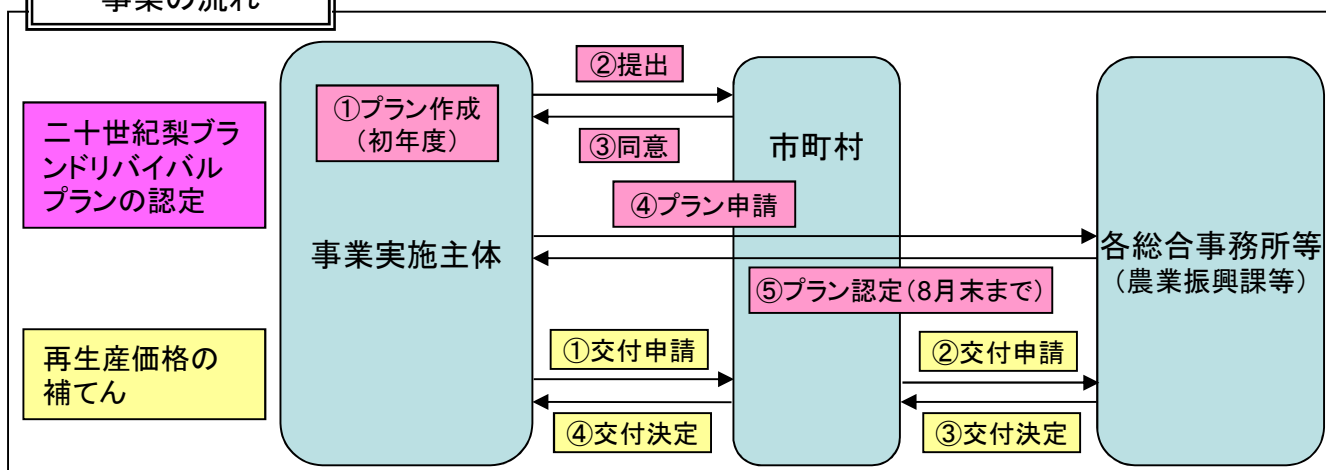
差額単価の上限：200円/ケース・10kg

主な要件

生産組織で平成27年度までに次の要件を達成するプランを策定し、取り組むこと

- ア 8月下旬の二十世紀梨を減らし、9月主体の出荷体制を構築
- イ 二十世紀梨と新品種による旬の梨のシリーズ化を図るため、新品種の面積を現在の2倍又は二十世紀梨面積の3割まで増加
- ウ 二十世紀梨の全期間プール精算を導入
- エ 交配日等による地帯別出荷体制を構築

事業の流れ



担当部所
電話番号

所 属	電 話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

指定野菜価格安定対策事業

事業の目的

天候などの影響によって供給量や価格が不安定になりやすい野菜の市場への安定供給を図るため、基準単価を下回った場合に価格差補給金を交付する事業です。

事業の対象者

登録出荷団体と大規模生産者（以下、「登録出荷団体等」という）



事業の内容

指定野菜（夏だいこん、冬にんじん、春ねぎ、夏ねぎ、秋冬ねぎ、ほうれんそう、夏秋キャベツ、冬キャベツ）について、市場における単価が、あらかじめ定められた基準単価を下回った場合に、下回った額に応じて、補給金が交付されます。

資金造成負担割合

【調整野菜、一般指定野菜】

登録出荷団体等：20%、県：20%、国：60%

【重要野菜】

登録出荷団体等：17.5%、県：17.5%、国：65%

主な要件

【作付面積】

（登録出荷団体）

・葉茎菜類、根菜類 20ha以上 ・果菜類（夏秋もの）12ha以上 ・果菜類（冬春もの）8ha以上

（大規模生産者）

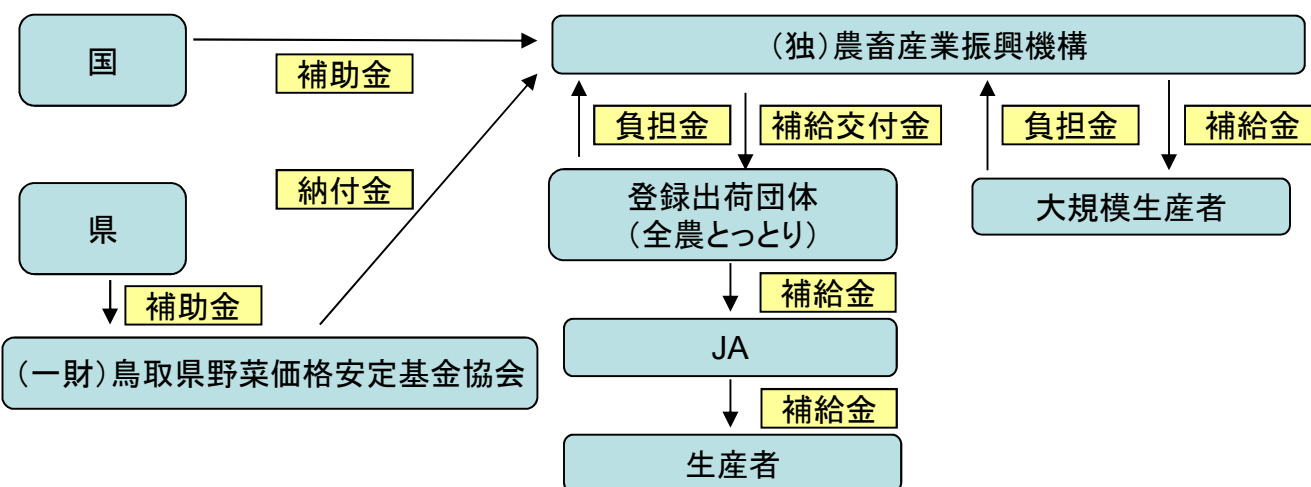
2ha以上

【共同出荷量】

総出荷量の2/3以上



事業の流れ



お問合せ先

（一財）鳥取県野菜価格安定基金協会 電話 0857-32-8351

鳥取県農林水産部農業振興戦略監生産振興課 野菜・花き担当 電話 0857-26-7282

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

事業の目的

天候などの影響によって供給量や価格が不安定になりやすい野菜の市場への安定供給を図るため、基準単価を下回った場合に価格差補給金を交付する事業です。

事業の対象者

共同出荷組織と相当規模生産者（以下、「共同出荷組織等」という）



事業の内容

特定野菜（ブロッコリー、スイートコーン、メロン、らっきょう、やまのいも、ちんげんさい、かんしょ）と、指定野菜（夏ねぎ、夏秋トマト、夏秋ピーマン、夏秋はくさい）について、市場における単価が、あらかじめ定められた基準単価を下回った場合に、下回った額に応じて、補給金が交付されます。

資金造成負担割合

【調整野菜、一般指定野菜】

共同出荷組織等：7/40、県：10/40、市町村：3/40
（独）農畜産業振興機構：20/40

【重要野菜】

共同出荷組織等：7/30、県：10/30、市町村：3/30
（独）農畜産業振興機構：10/30

主な要件

【作付面積】

（登録出荷団体）

・一部軟弱野菜を除く野菜5ha以上 ・一部軟弱野菜3ha以上

（大規模生産者）

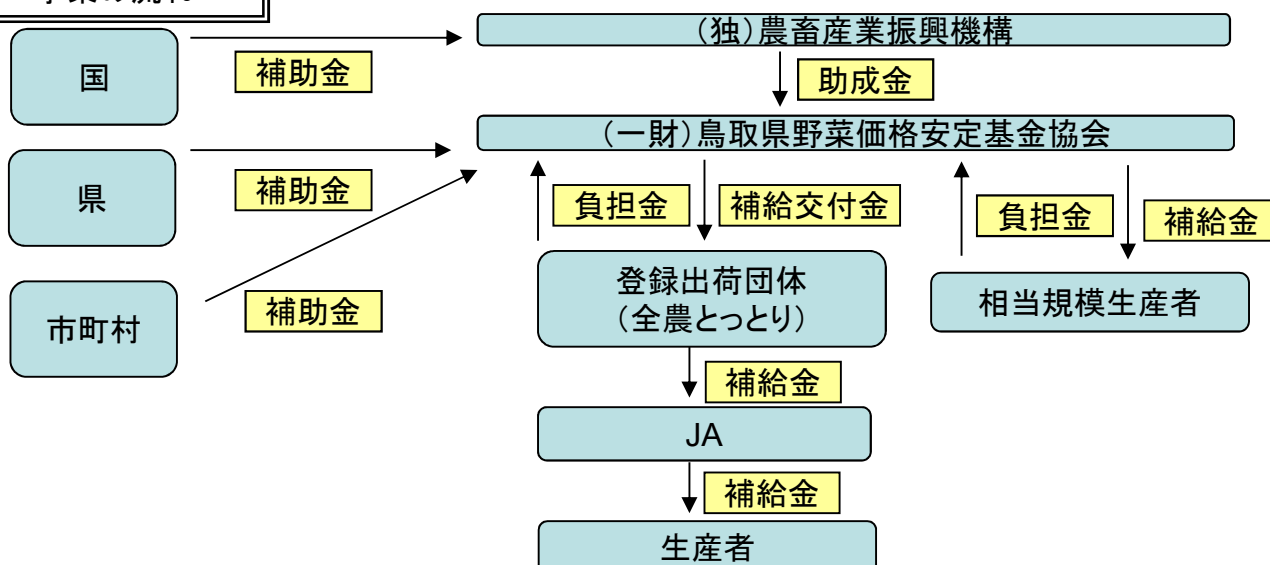
1.5ha以上

【共同出荷量】

総出荷量の2/3以上



事業の流れ



お問合せ先

（一財）鳥取県野菜価格安定基金協会 電話 0857-32-8351

鳥取県農林水産部農業振興戦略監生産振興課 野菜・花き担当 電話 0857-26-7282

鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業

事業の目的

天候などの影響によって、供給量や価格が不安定になりやすい野菜の市場への安定供給を図るため、基準単価を下回った場合に価格差補給金を交付する事業です。

事業の対象者

JA



事業の内容

ブランド野菜(春ねぎ、アスパラガス、夏にんじん、夏ねぎ、春キャベツ、夏キャベツ、夏秋ピーマン、ブロッコリー、たまねぎ、夏秋きゅうり、夏秋トマト、スイートコーン)について、市場における単価が、あらかじめ定められた基準単価を下回った場合に、下回った額に応じて、補給金が交付されます。

負担割合

JA:25%、全農とっとり10%、県:50%、市町村:15%

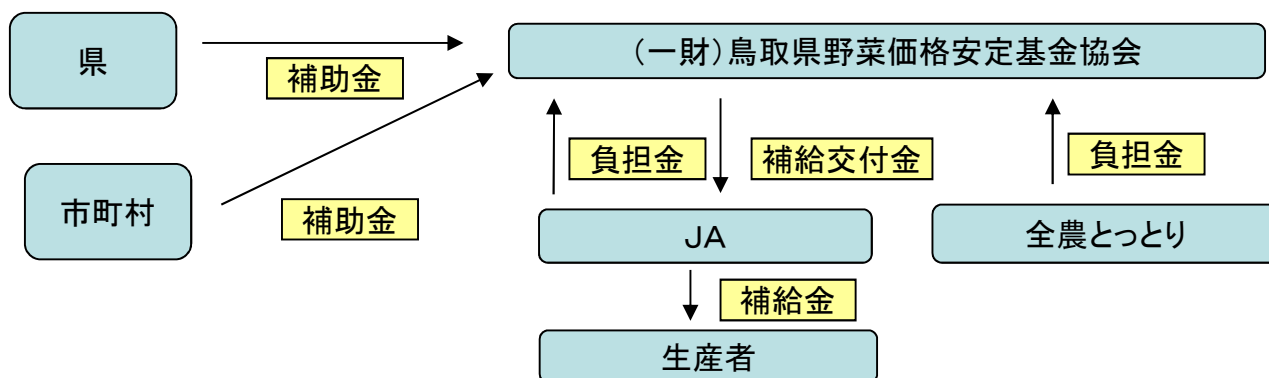
主な要件

【作付面積】

露地野菜:3ha以上 施設野菜:1ha以上



事業の流れ



お問合せ先

(一財)鳥取県野菜価格安定基金協会 電話 0857-32-8351

鳥取県農林水産部農業振興戦略監生産振興課 野菜・花き担当 電話 0857-26-7282

園芸作物の施設化推進事業

事業の目的

耐候性を備えた低コストハウスをモデル的に農家等に設置し、本県の園芸の施設を推進する。

事業実施主体

JA、生産組織等

支援の内容

パイプハウスの低コスト化に関する研究会を設置し、検討結果をもとに低コストハウスの普及を図るためのモデルを農家等のほ場に県内に3ヶ所程度設置し、実用性を検証する。

※研究会の構成員：全農、JA、農家代表、鳥取大学、関係市町村、県など

補助金額・補助率

低コストパイプハウスの設置

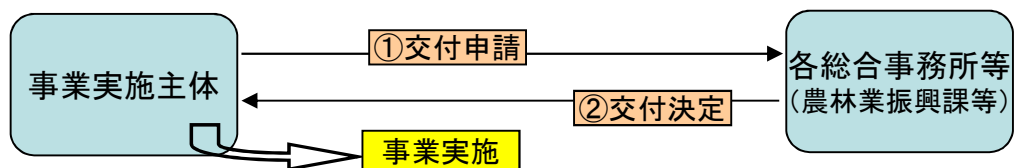
予算額6,480千円（原則として1ヶ所6m×50mを想定）

主な要件

- (1) モデルパイプハウスの仕様及び設置場所は研究会や関係者で検討し決定する。
- (2) モデルパイプハウスを設置する生産者等は整備目的に沿って選定し、設置した生産者等は、所属する生産組織、JA、普及所が行う研修会、調査、視察等に協力すること。
- (3) 気象災害等で倒壊、破損した場合は、設置した生産者等が復旧すること。

事業の流れ

補助金申請前に実施箇所を調整する。



担当部所

電話番号

所 属	電 話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

花き生産新技術・新品目等導入支援事業

事業の目的

新技術導入・高温対策又は新規花き品目導入の取組を支援する。

対象者

- ①規約を定めた3戸以上の農業者グループ
- ②EOD技術の導入に限り地方機関の長が認めた農業者個人

支援の内容

- ①【新技術導入・高温対策】機械、設備、器具、資材、備品等の整備及び栽培技術研修に必要な経費(旅費、謝礼等)の支援
- ②【新品目導入検討】試作に必要な経費(種苗費、資材費等)、市場性調査、試験販売及び栽培研修等に必要な経費(旅費、謝礼、資材費、サンプル買上料等)の支援

予算額・補助金額・補助率

【予算額】 8,000千円

【補助率】 県1/2

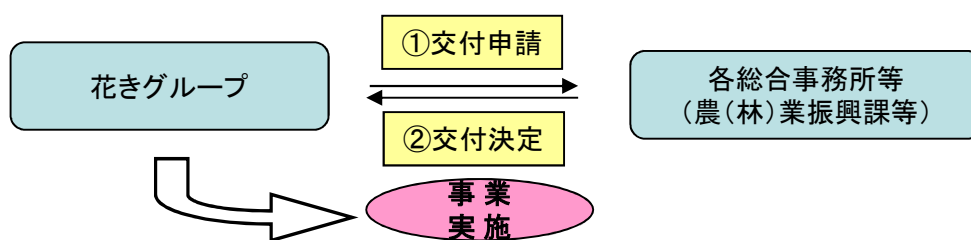
【補助上限額】 ① 1,000千円／農業者グループ 300千円／農業者個人
 <県内業者のLED(EOD用)を使用する場合> 1,300千円／農業者グループ 400千円／農業者個人
 ② 150千円／農業者グループ

事業の要件

規約を定めた3戸以上のグループであること

- ①【新技術・高温対策】 補助対象の作付面積(グループ合計)が、5a以上であること。
 生産された出荷物の5割以上を花市場に出荷すること。
 <農業者個人の場合> 地方機関の長が認めた農業者であること。
 補助対象の作付が2a以上であること。
- ②【新品目導入検討】 対象品目の5割以上を花市場に出荷する計画であること。

事業の流れ



担当部所
電話番号

所 属	電 話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

鳥取県育成日本芝「グリーンバード」による芝生化促進事業

事業の目的

県育成日本芝新品種「グリーンバード」による校庭等の芝生化を支援し、芝の利用促進と面積拡大につなげ、県芝産地の振興を図る。

対象者

①市町村 ②幼稚園・保育所の設置者

支援の内容

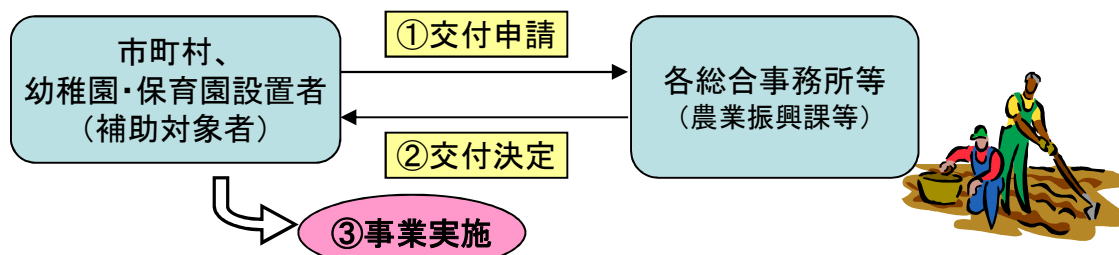
校庭や園庭を県育成新品種「グリーンバード」で芝生化する場合に必要な経費

- ①芝生造成経費
- ②維持管理用の散水並びに芝頭刈りに必要な設備の導入経費
- ③専門家による技術指導に要する経費

補助金額・補助率

- ①幼稚園・保育所: 上限1,000千円/園(所)(補助率10/10)
- ②小学校: 上限700円/m²

事業の流れ



担当部所
電話番号

所 属	電 話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7282
農林水産部東部農事務所農林業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

集落営農体制強化支援事業

1 事業の目的・内容

小規模農家が共同で営農する集落営農に対して、組織化に向けた取組、機械施設の整備、経営の多角化などの支援を行います。

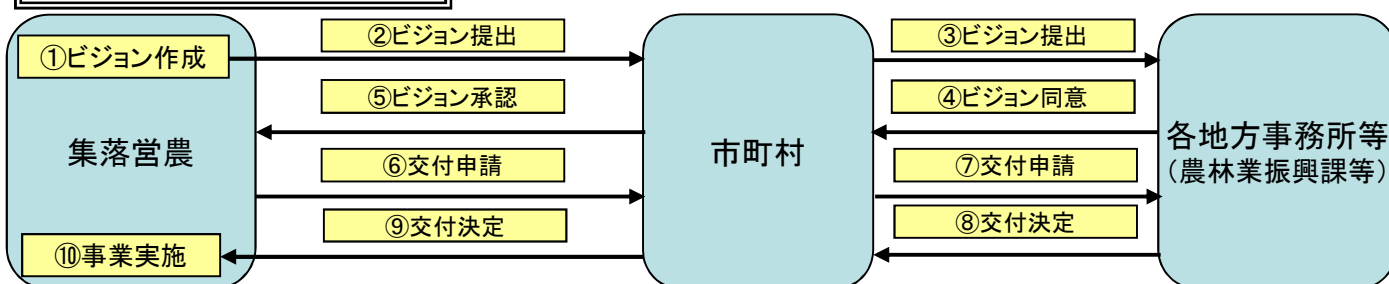
2 事業の概要

区分	実施主体	内容	補助対象	負担区分
組織化支援 【実施期間】 〔1地区 1年〕	市町村・地域 農業再生(又は担い手育成)協議会	集落営農の意識醸成・合意形成 〔1地区当たり上限額 100千円〕	● 集落営農の組織化のために行う活動に対する謝金及び活動に要する経費(飲食費を除く)	県 2/3 市町村 1/3
経営多角化支援 【実施期間】 〔1組織 1年〕	集落営農組織	経営内容の多角化・経営力向上 〔1組織当たり上限額 500千円〕	● 高収益品目の新規導入に係る試作に要する経費 ● 直売、契約栽培等の実施に向けた事前調査、商談その他経営内容の多角化につながる活動に要する経費(飲食費を除く)	県 1/3 市町村 1/6 集落営農組織 1/2
機械施設整備支援 【実施期間】 〔1組織 3年以内〕	集落営農組織	農業用機械施設の導入・査定処分 〔1組織当たり事業実施期間合計上限額 10,000千円 (単独集落組織) 20,000千円 (複数集落組織)〕	① 農業用機械及び附帯施設の導入に要する経費(単なる機械の更新等、現状維持にとどまるものは除く) ② 組織化にあたり不要となる個人所有機械の中古販売、廃棄等に要する経費 ③ オペレーター育成に要する経費	県 1/3 市町村 1/6 集落営農組織 1/2

3 事業の要件

- 集落営農の規約を締結する(している)こと
- 地区内の水田(担い手が集積している水田を除く。)の過半を集積する目標を定めた「集落営農ビジョン」を策定する(している)こと
- 人・農地プランに位置付けられている又は位置付けられることが確実であること(組織化支援は除く。)

4 事業実施までの流れ



担当部所	所 属	電 話
	農林水産部経営支援課	0857-26-7258
	東部農林事務所農林業振興課	0857-20-3557
	〃 〃 東部農林事務所 八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	〃 〃 日野振興センター 日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金

事業の目的

諸外国との生産条件により不利がある国産農産物及び、食料自給率・自給力の向上に寄与する農産物等を生産・販売する農業者を対象に、農業経営の安定と生産力の確保を図る。

対象者

販売目的で生産(耕作)する販売農家(法人を含む)、集落営農



支援の内容

栽培品目、取組内容に応じて、交付金を交付する。

- ①畑作物の直接支払交付金 ②米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)
③ナラシ移行の円滑化対策(米価変動補填交付金) ④米の直接支払交付金 ⑤水田活用の直接支払交付金

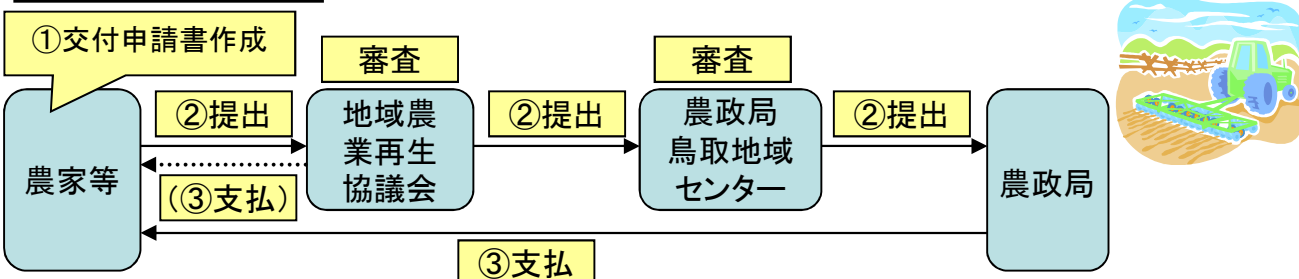
補助金額・補助率

内容に応じて、国から定額交付

主な要件

- ①販売目的で対象作物を生産(耕作)する販売農家(法人を含む)、集落営農であること
②交付金ごとに定められた要件を満たすこと

事業の流れ



担当部所
電話番号

区分	所 属	電 話
市町村	各市町村地域農業再生協議会	
県	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005
	農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7280
国	中国四国農政局鳥取地域センター	0857-22-3256
	米子支所	0859-22-0115

みんなでやらいや農業支援事業(がんばる地域プラン事業)

事業の目的

農業の生産額拡大や担い手育成などを目指して、地域の農業振興プランを作成し、実現に向けて取り組む市町村や農協等を支援する。

対象者

[プラン策定事業]市町村、農業協同組合

[プラン支援事業]市町村、農業協同組合、任意組織、市町村農業公社、社会福祉事業を行う法人、市町村が設立した法人(第三セクター)

支援の内容

(初年度)市町村、農協のプラン作成に必要な経費を支援する。[プラン策定事業]

(2年目以降)作成したプランの実現に向けた取組みに必要な経費を支援する。[プラン支援事業]

※担い手育成など地域活性化に向けた研修会開催、先進地視察などに必要な経費(ソフト)

※農業生産の拡大や農地維持などの地域活性化に必要な施設、機械整備の経費(ハード)

※農業、特用林産物に関する経費を対象とし、畜産(耕畜連携に関するものは対象)、水産の生産経費は対象外。

補助金額・補助率

プラン策定事業	地域区分	補助率	補助上限額	プラン支援事業	地域区分	補助率	事業費上限(期間総額)	事業期間
	広域	1/2	50万円		広域	県ハード1/3 ソフト1/2	3億円	5年
	市町村		50万円		市町村		3億円	5年
	旧村地域		25万円		旧村地域	市町村1/6	1億円	5年
	集落		10万円		集落		3千万円	3年

※全県モデルになる集落プランのソフト事業期間は、4～5年設定可

主な要件

- ①市町村又は農協がプランの方向性をまとめた基本計画を作成し、県が採択していること。
- ②市町村又は農協を中心に地域の関係者による話し合いを行い、農業活性化に主眼をおいたプランを策定すること。
- ③プランには以下に関する内容が含まれること。
○担い手・新規就農者の確保 ○農地利用の効率化・維持管理 ○核となる品目の生産振興

事業の流れ



担当部所 電話番号

区分	所 属	電 話
農産 林産 畜産	農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課	0857-26-7589
	農林水産部東部農林事務所農林業振興課	0857-20-3553
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

みんなでやらいや農業支援事業(がんばる農家プラン事業)

事業の目的

意欲的な農業者等が行う規模拡大や低コスト化などの取り組みを支援する。

対象者

農業者、農業を営む法人、任意組織(構成員が10名以下)



支援の内容

農業者等が作成したプラン(営農計画)の達成のために行う取り組みに必要な経費を支援する。

※研修会開催、先進地視察などに必要な経費(ソフト)

※生産拡大などに必要な施設、機械整備の経費(ハード)

※農業、特用林産物に関する経費を対象とし、畜産(耕畜連携に関するものは対象)、水産の生産経費は対象外。

補助金額・補助率

【補助率】事業費の1/2を補助する。(県1/3、市町村1/6)

【単年度補助上限額】 農業者(個人) 3,000千円 農業法人7,000千円
任意組織(構成員が10名以下)7,000千円

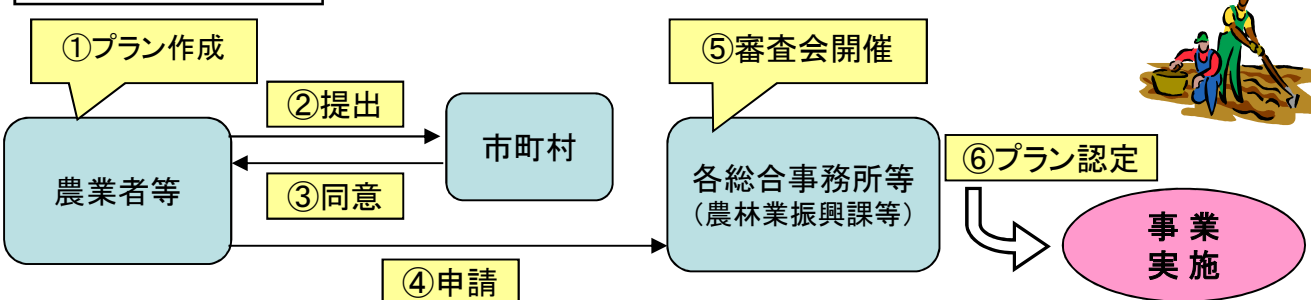
主な要件

○プランの内容(以下のいずれかに該当するもの)

- ・認定農業者の取組であること
- ・社会福祉事業を行う法人の場合は、賃金を含む農業関係所得相当額が基本構想の所得並であること
- ・雇用増につながる取組であること
- ・省エネルギー対策に係る取組であること(主業農家の取り組みであり、エネルギー消費量10%以上の削減)

※他の補助事業で対応できるものは除きます。

事業の流れ



担当部所 電話番号

区分	所 属	電 話
農産 林産 畜産	農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課	0857-26-7589
	農林水産部東部農林事務所農林業振興課	0857-20-3553
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

とっとり農^{あぐり}ビジネス研修

事業の目的

意欲的な農業者等の経営革新、発展、経営力の向上や新分野へのチャレンジなどを研修会を通じて支援する。

研修対象者

経営革新、発展を目指し、意欲的に事業に取り組む認定農業者等
※農業を営む法人の構成員も対象とする。 ※新規就農者は対象外。

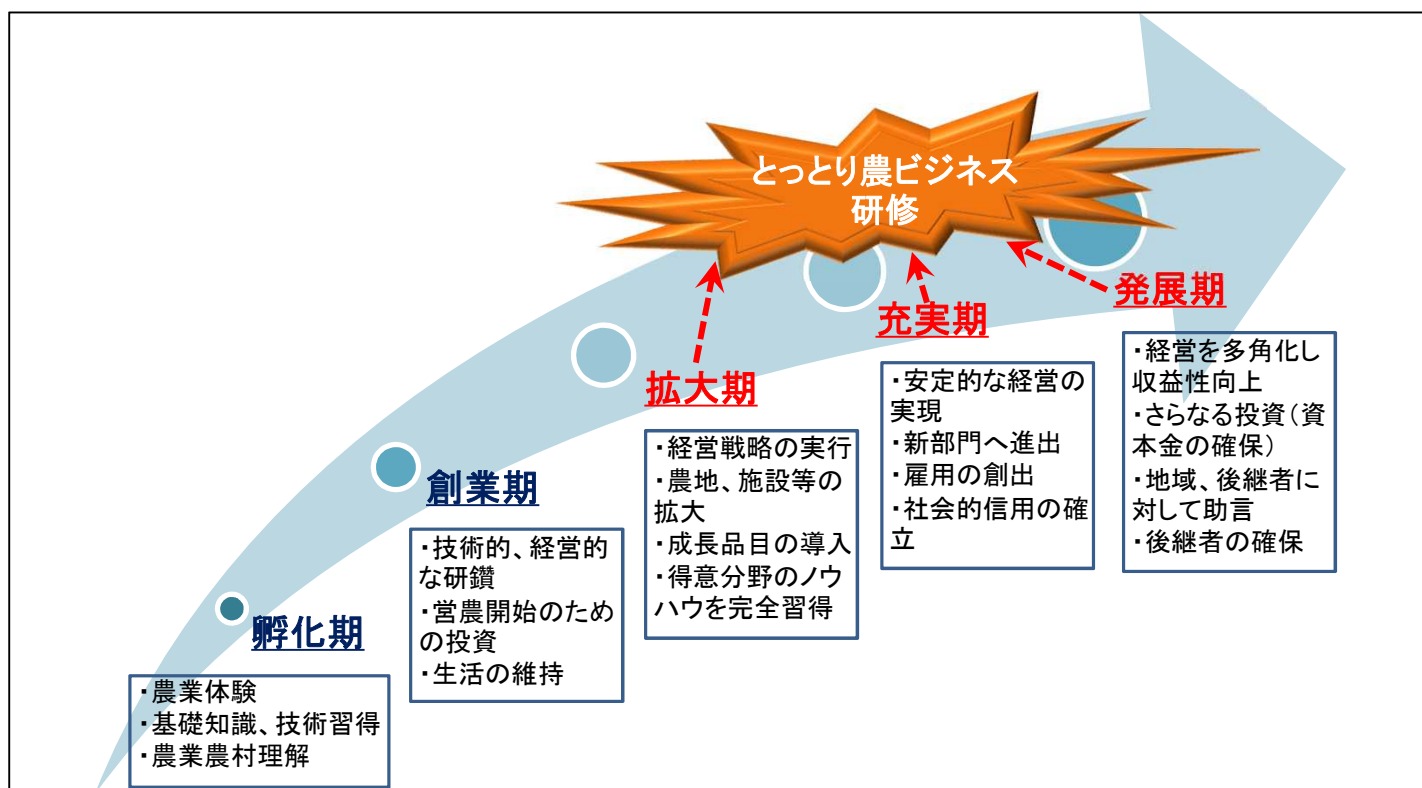


研修内容

- ・経営管理(経営計画、分析手法など)
- ・財務、労務管理 ・経営者意識の醸成 ・マーケティング
- ・新しい農林水産業の取り組み(輸出、農商工連携、6次産業化など) など

研修の概要(予定)

【開催時期・場所】 1回目:7~8月、2回目:10~12月・県中部
【開催日数・時間】 10日間(週1回、2コマ/回、2時間/コマ)
【募集人数】 40名程度/回



担当部所

電話番号

所 属

電 話

農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課

0857-26-7589

経営体育成支援事業

事業の目的

適切な人・農地プランを作成した地域の中心経営体・農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けた者等が行う農業用施設・機械等の整備、農地条件等の不利な地域で意欲のある集落営農組織、農業生産法人等が行う共同利用施設・機械等の整備に係る経費を助成し、担い手、集落営農組織等の経営発展を支援する。

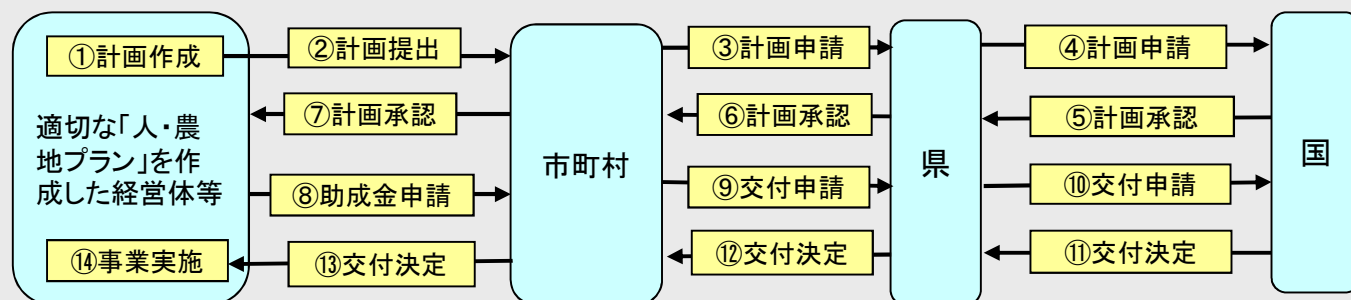
事業の概要

区分	事業実施主体	内容	補助対象
融資主体型補助事業	・適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等 ・農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けた者	金融機関から融資を受けて、農産物の生産、加工、流通等のための施設・機械等を整備する場合の融資残額に対して助成する。 【補助率】 3/10又は融資額のいずれか低い額(上限3,000千円)	農業用機械施設等の導入
条件不利地域型補助事業	・農業生産法人 ・集落営農組織等	農地条件等が不利な地域で経営発展を目指す経営体の共同利用施設、機械等を助成する。 【補助率】 1/2又は1/3(上限40,000千円)	・農業用機械施設等の導入 ・簡易な基盤整備
追加的信用供与補助事業	県農業信用基金協会	融資主体型補助事業の事業実施主体への融資に対して無担保・無保証人の債務保証を行う県農業信用基金協会の保証債務の弁済、求償権の償却の費用を補てんするための経費を助成する。	

主な要件

- ①「経営体育成支援計画」を作成していること
- ②適切な「人・農地プラン」を作成していること又は農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けていること(融資主体型補助事業)

事業実施までの流れ



担当部所	所 属	電 話
	農林水産部経営支援課	0857-26-7258
	東部農林事務所農林業振興課	0857-20-3554
	〃 〃 八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	〃 〃 日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

アグリビジネス企業参入総合支援事業 【鳥取県企業等農業参入促進支援事業】

事業の目的

農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促すとともに、農業経営の初期段階の円滑な経営の推進を図るために農業参入する企業等を参入検討段階から支援する。

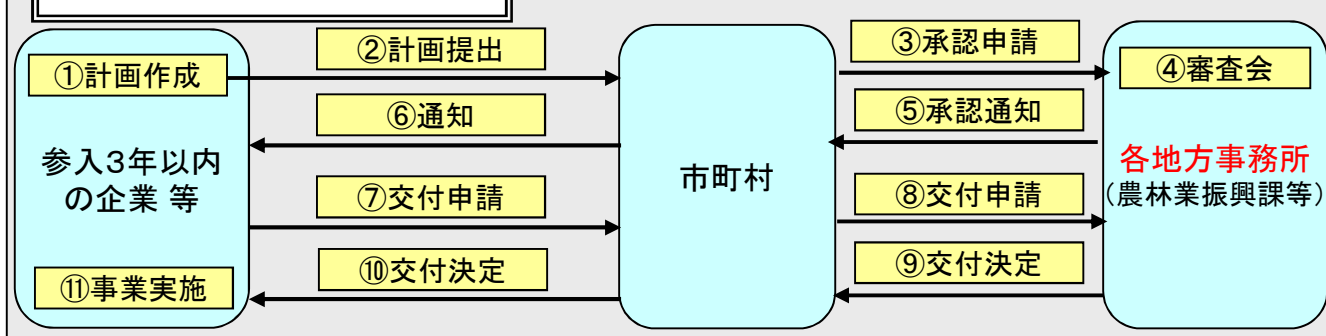
事業の概要

区分	対象者	内容	補助対象	補助率
農業経営検討事業	参入を検討している企業、参入後3年以内の企業	参入準備や参入初期段階での支援 【補助上限】 1,000千円	先進地視察、技術研修、試験栽培等の経費	事業費の1/3以内を補助する。 (市町村は任意負担)
農業経営開始・推進事業	参入を検討している企業、参入後3年以内の企業	農業経営の開始又は推進のための支援 【補助上限】 5,000千円(知事特認:15,000千円、特認要件:新規雇用10人以上)	機械・施設の整備又はリースに係る経費	

主な要件

- ① 農業又は関連事業に常時従事する職員を1名以上配置していること又は配置が確実と見込まれること
- ② 農業部門及び関連事業を別部門会計としていること又は確実と見込まれること
- ③ 農業及びその関連事業を行うために必要な定款となっていること又はそれが確実と見込まれること
- ④ 過去に法令違反その他の不祥事がないこと

事業実施までの流れ



担当部所	相談窓口	電話番号
	農林水産部経営支援課	0857-26-7258
	東部農林事務所農林業振興課	0857-20-3557
	〃 〃 東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局倉古農業改良普及所	0858-23-3191
	中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所	0858-52-2125
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	〃 〃 日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

機構集積協力金交付事業

事業の目的

農地中間管理機構（以下：機構）に対し農地を貸付けた地域及び個人を支援することにより、担い手の農地集積・集約化を進める。

事業概要及び対象者等

（１）地域集積協力金交付事業

【交付対象者】

農地の一定割合以上を機構に貸付けている地域

※地域とは、集落など外縁が明確である同一市町村内の区域

【交付単価（上限）】

機構への集積率2割超5割以下 : 2.0万円／10a

機構への集積率5割超8割以下 : 2.8万円／10a

機構への集積率8割超 : 3.6万円／10a ※左記はH26～27年度の単価。以降H30年度までに段階的に単価は下がる。

（２）経営転換協力金交付事業

【交付対象者】

①経営転換する農業者

②リタイアする農業者

③農地の相続人

【交付要件】

すべての農地を10年以上機構に貸付け、かつ当該農地が機構から受け手に貸付けられること

【交付単価（上限）】

（ア）0.5ha以下 : 30万円／戸

（イ）0.5ha超2.0ha以下 : 50万円／戸

（ウ）2.0ha超 : 70万円／戸 ※市町村によって異なる場合があります。

（３）耕作者集積協力金交付事業

【交付対象者】

①交付対象農地が自作地の場合：交付対象農地を機構に対し貸付けた者

②交付対象農地が貸借地の場合：農地所有者が機構に交付対象農地を貸し付ける際に当該農地を借り入れて耕作していた者（合意解約される賃借権が設定後1年以上経過しており、かつ、満了の1年以上前である場合に限る。）

【交付対象農地】

①以下の農地に隣接する農地

・機構が借り受けている農地等

・公表された借受希望者公募情報に記載された、借受希望者が経営する農地

②一連の農作業の継続に支障が生じない農地 ※原則2筆以上の農地

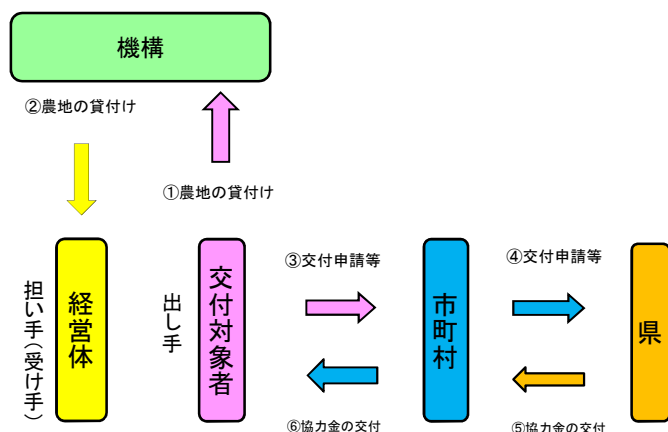
【交付要件】

機構へ交付対象農地を10年以上貸付け、当該農地が機構から受け手に貸付けられること

【交付単価】

2万円／10a

事業実施までの流れ



お問い合わせ先

担当部所	電 話
農林水産部経営支援課	0857-26-7269
東部農林事務所農林業振興課	0857-20-3554
“ “ 八頭事務所 農林業振興農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
“ “ 日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006